

議 事 日 程 (第 3 号)

令和6年6月14日(金曜日) 午前10時 開議(補正予算審査特別委員会)

※補正予算審査特別委員会

日程第 1 議第48号 令和6年度遊佐町一般会計補正予算(第1号)

日程第 2 議第49号 令和6年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

☆

本日の会議に付した事件

(議事日程第3号に同じ)

☆

出 欠 席 委 員 氏 名

応招委員 11名

出席委員 11名

1番	遊	佐	亮	太	君	2番	伊	原	ひとみ	君		
3番	駒	井	江	美	子	君	4番	今	野	博	義	君
5番	洪	谷		敏	君	6番	本	間	知	広	君	
7番	那	須	正	幸	君	8番	佐	藤	俊	太	郎	君
9番	菅	原	和	幸	君	10番	土	門	治	明	君	
11番	斎	藤	弥	志	夫	君						

欠席委員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町	長	松	永	裕	美	君	副	町	長	池	田	与	四	也	君		
総	務	課	長	鳥	海	広	行	君	企	画	課	長	渡	会	和	裕	君

産業課長兼 農委事務局長	太田智光君	地域生活課長	太田英敦君
健康福祉課長	渡部智恵君	町民課長兼 会計管理 者	伊藤治樹君
教育長	土門敦君	教育委員 会長	荒木茂君
農業委員会 会長	佐藤充君	選挙管理 委員 会長	小林栄一君
代表監査委員	本間康弘君		

☆

出席した事務局職員

事務局長 土門良則 議事係長 船越早苗 主査 佐藤明子

☆

補正予算審査特別委員会

委員長（駒井江美子君） おはようございます。ただいまより補正予算審査特別委員会を開会いたします。

（午前10時）

委員長（駒井江美子君） 6月12日の本会議において補正予算審査特別委員会委員長に指名されましたが、何分不慣れでありますので、よろしくご協力お願いいたします。

本日の委員の出席状況は、全員出席しております。

なお、説明員としては、町長以下全員出席しておりますので、報告いたします。

上衣は自由にしてください。

定例会から本特別委員会に審査を付託された事件は、議第48号 令和6年度遊佐町一般会計補正予算（第1号）、議第49号 令和6年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、以上2件であります。

お諮りいたします。2議案を一括して審査したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

委員長（駒井江美子君） ご異議ないようですので、一括して審査することにいたします。

質疑に際しましては簡明をお願いいたします。また、当局の答弁も同様、審査の進行にご協力をお願いいたします。

補正予算の審査に入ります。

1番、遊佐亮太委員。

1番（遊佐亮太君） おはようございます。議第48号の令和6年度遊佐町一般会計補正予算（第1号）について質疑いたします。

2の歳入の14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金、金額として1億8,020万8,000円が増額で補正入っておりますけれども、これの内訳についてご教示いただきたいというふうに思っております。

委員長（駒井江美子君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） 今の質疑でございます1億8,020万8,000円ということの補正額について説明させていただきます。

これは、物価高騰対応地方創生臨時交付金の充当事業ということでございまして、交付金の補助率といえますか、それが10分の10ということになりまして、その充当先が町民課のほうの定額減税補足給付金事業、1億2,056万2,000円、あと健康福祉課のほうの物価高騰対策給付金支給事業、5,539万6,000円、あと同じく健康福祉課のほうの低所得者支援給付金、子育て世帯加算分ということで、それが425万円ということで、合計1億8,020万8,000円ということでありまして。歳入については、総務課の財政係のほうで見えておまして、取りまとめは企画課、あと実施については町民課と健康福祉課のほうで行っております。

以上です。

委員長（駒井江美子君） 1番、遊佐亮太委員。

1番（遊佐亮太君） ありがとうございます。そうしますと、こちらの補正予算書におきましては、まず物価高騰対策給付金というのが、これは3款民生費、1項社会福祉費の18節負担金補助及び交付金に5,300万円入っておりますけれども、ここの3款民生費におきましても複数の節に分かれているということかと思うのですが、ほかにも2款総務費の2項徴税費、1目税務総務費におきましても18節負担金補助及び交付金1億1,600万円、定額減税補足給付金が一番大きい金額ではあるのですが、ほかの項目にもまたがっているのかなというふうに思っております、それぞれの項目についてご教示いただけますでしょうか。

委員長（駒井江美子君） 渡部健康福祉課長。

健康福祉課長（渡部智恵君） お答えいたします。

福祉課で所管しておりますところの民生費の部分について、先にご説明をさせていただきたいと思っております。こちら物価高騰対策支援事業ということで、概要的なものを先にご説明をさせていただきたいと思っております。令和6年度に新たに非課税、または均等割のみ課税となる世帯に対し、10万円を支給するものでございます。また、対象となる世帯のうち18歳以下の子供を扶養する世帯には、児童1人につき5万円を加算支給するという内容となっておりますのでございます。対象としましては、新たにということでご説明させていただいたところでございます。世帯全員が令和6年度町県民税所得割が非課税である世帯、ただし同給付を令和5年度に受給した世帯を除くという形でさせていただいているものでございます。こちらの給付に係るものにつきましては、先ほどありました5,300万円の物価高騰対策給付金、そして2項の児童福祉費にございます同じく18節の負担金補助及び交付金につきましては、425万円計上させていただいておりますが、こちらが子供加算金という形になっているところでございます。

以上でございます。

委員長（駒井江美子君） 1番、遊佐亮太委員。

1番（遊佐亮太君） ありがとうございます。そうしますと、3款民生費につきましては、5,300万円の

物価高騰対策給付金と425万円の低所得者支援給付金ということで理解したのですけれども、それだけで、ほかにもあると思いますので、1億1,600万円の2款総務費、2項徴税費、1目税務総務費、18節負担金補助及び交付金の1億1,600万円、定額減税補足給付金についてもご説明いただきたいと思っております。

委員長（駒井江美子君） 伊藤町民課長。

町民課長（伊藤治樹君） お答えします。

今お話あったとおり1億2,056万2,000円、こちらについては定額減税の補足給付金事業でございます。その中の1節から12節の委託料までかかる部分については、この事業の事務費ということでございまして、一番大きいのは18節の負担金補助及び交付金ということで、こちらのほうの定額減税の補足給付に係る予算ということになります。こちらについては、所得税の給付金も入っております、1人当たり、所得税については3万円、住民税については1万円ということでございます。

以上です。

委員長（駒井江美子君） 1番、遊佐亮太委員。

1番（遊佐亮太君） ありがとうございます。そうしますと、2款総務費、2項徴税費、1目税務総務費に上げられております1節から18節までの金額は全て、歳入のほうになりますけれども、14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金の1節におきます総務管理費補助金の1億8,020万8,000円に含まれるものという理解でよろしかったでしょうか。

委員長（駒井江美子君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） 委員お見込みのとおり、この歳入に含まれているということになります。

委員長（駒井江美子君） 1番、遊佐亮太委員。

1番（遊佐亮太君） ありがとうございます。そうしますと、私の計算が悪いのかもしれないのですけれども、226万6,000円合わないなと思っております、これがどこに行ったのかというところで迷子になっておりまして、そこについてお伺いしたいなというところがございます。

委員長（駒井江美子君） 渡部健康福祉課長。

健康福祉課長（渡部智恵君） お答えいたします。

先ほど主な交付金ということで述べさせていただいたところでございます。3款の民生費の1節から18節までにつきましては、ただいまご説明をさせていただいた物価高騰の事業という形になります。22節につきましては、昨年度、5年度です。令和5年度非課税世帯に対して1世帯7万円を支給した事業に対する事務費超過分がございましたので、返還をするということで、15万5,000円につきましては歳入にはひもづけがされていない事業という形となります。

以上です。

委員長（駒井江美子君） 1番、遊佐亮太委員。

1番（遊佐亮太君） ありがとうございます。何かちょっと若干計算合わない部分もあるような気もするのですけれども、私のまだちょっと理解が不足している部分もありますので、そんなに大きな額ではありませんので、理解いたしました。ありがとうございます。

続きまして、それに絡んでくるところではあるとは思いますが、3の歳出におきまして、2款

総務費、2項徴税費、1目税務総務費、先ほどご説明いただいておりますけれども、12節委託料におきまして219万円のシステム構築業務委託料等と含まれております。概要書のほう拝見いたしますと、帳票印刷業務委託料で49万6,000円、システム構築業務委託料で169万4,000円、合わせて219万円というふうに書かれておるのですけれども、この帳票印刷というのは何のことを指しているのかということと、システム構築というのはどういったシステムのことかなというところをお伺いしたいというふうに思っております。よろしくお願ひします。

委員長（駒井江美子君） 伊藤町民課長。

町民課長（伊藤治樹君） お答えします。

帳票印刷といいますのは、定額減税の補足給付金事業に関わる、それぞれこれから対象者に給付する業務に入るわけなのですけれども、そちらのほうの名簿の帳票を出すということになります。そちらを使って対象者それぞれに通知を差し上げるということでございます。あと169万4,000円の委託料につきましては、この事業に対応する給付対策のシステムの導入の費用ということで、事業者さんのほうに委託するものでございます。

以上です。

委員長（駒井江美子君） 1番、遊佐亮太委員。

1番（遊佐亮太君） ありがとうございます。大変な業務かなとお伺いして思いましたので、非常に町民のためにご努力いただきましてありがとうございますと思ひました。このシステム構築業務委託料なのですけれども、これは国が指定する業者なののでしょうか。それとももう各自治体のほうで入札か何かかけて選ぶような仕組みになっているのでしょうか。よろしくお願ひします。

委員長（駒井江美子君） 伊藤町民課長。

町民課長（伊藤治樹君） お答えします。

町民課のほうに入っているシステムというのは、住民基本台帳のものと、それから戸籍のものがあるわけなのですけれども、今回は住民基本台帳のシステムのほうを使います。そちらのほうの事業者決まっておりますので、そちらのほうに随意契約ということでお願ひしたいというふうに思っております。

以上です。

委員長（駒井江美子君） 1番、遊佐亮太委員。

1番（遊佐亮太君） ありがとうございます。理解いたしました。かなりナイーブなというか、デリケートな内容も扱っているのでしょうか、やはり分かれている業者さんにやってもらったほうがいいかなと思ひましたので、安心して住民としてはいられるかなというふうに思ひました。

これとまた絡んでくるのですけれども、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費になってきますけれども、同じく12節委託料のほうでシステム構築業務委託料101万2,000円、それと絡んでくるような気もするのですけれども、13節に使用料及び賃借料ということでOA機器賃借料6万6,000円含まれておりますけれども、これもこういった事業の一環になってくるのでしょうか。よろしくお願ひします。

委員長（駒井江美子君） 渡部健康福祉課長。

健康福祉課長（渡部智恵君） お答えいたします。

委託料につきましては、こちら物価高騰対策給付支援事業を行うためのシステム構築業務委託という形

でございます。委員おっしゃるとおり、使用料につきましては、これ事業に係るところの既存の使っているパソコンではなくて、別にノートパソコンをリースしまして使うという形でやっているものでございます。

以上でございます。

委員長（駒井江美子君） 1番、遊佐亮太委員。

1番（遊佐亮太君） お答えいただきありがとうございます。こちら非常にデリケートなものですので、そのように進めていただけることに感謝しております。

私のほうでの質疑については以上になります。ありがとうございました。

委員長（駒井江美子君） これで1番、遊佐亮太委員の質疑は終了いたします。

2番、伊原ひとみ委員。

2番（伊原ひとみ君） おはようございます。今日もよろしくお願いします。

私のほうからも議第48号 令和6年度遊佐町一般会計補正予算（第1号）のほうから質疑いたしたいと思います。まずは、10ページの歳出、7款商工費、1項商工費、3目観光費の1,380万円のうちの7節報償費1,002万円、10節の需用費68万円、11節の役務費310万円とございます。概要書に載っていますところを見ますと、泊まってもらおう！ゆぎの特産品キャンペーンの実施による増というふうに記載されております。できればもう少し詳しく説明をいただけるとよろしいのですが、これは企画課長になりますでしょうか。よろしくお願いします。

委員長（駒井江美子君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

ただいまのご質問は、泊まってもらおう！ゆぎの特産品キャンペーンについてのご質問ということになります。こちらの事業でありますけれども、これまでも数年継続してやらせていただいているものとなります。昨年度は、ちなみに5月の補正で計上させていただいて実施をしておりますけれども、今年度も当初予算には計上しておりませんでしたので、6月補正で計上させていただいたもので実施をしたいというものになります。現時点で想定しておりますこのキャンペーンの実施期間でありますけれども、夏の繁忙期を除きまして、9月の1日から年が明けて3月の10日頃までの予定で実施をしたいというふうに思っております。こちらの報償費が1,020万円計上されておりますけれども、こちらの内訳としては、事業協力謝礼12万円、これは各事業所さん、4事業所さん、宿泊施設を営む事業者さんが町内に4つございますけれども、そちらの事業所から事業の周知ですとか取りまとめ、そういったものを行っていただくための謝礼としまして、1事業所当たり3万円、4事業所ですので12万円という計上をさせていただきました。この4つの事業所の内訳となりますけれども、総合交流促進施設株式会社様、酒田屋旅館様、鶴屋旅館様、丸登旅館様、この4つの事業所ということになります。あと残りの部分が観光キャンペーン謝礼となりますが、そちらが990万円計上させていただきました。この事業自体が町内の宿泊施設、7,500円以上の宿泊プランをご利用された方に遊佐町の特産品2,500円相当の品物をプレゼントすると、そういうキャンペーンでございます。それでいきますと、品物の発注、発送、事務協力謝礼、こちらを株式会社のほうにお願いをしておりますので、そういった謝礼も合わせまして3,000件ほどということで、990万円見込ませていただいているものでございます。その他印刷製本費は、パンフレット、チラシ、ポスターの印刷代、役務費、

通信運搬費として270万円ありますが、特産品の郵送代で270万円。あと手数料で40万円ですけれども、こちらは新聞の折り込み手数料、チラシの折り込みの手数料として40万円ほど計上をさせていただいております。

以上となります。

委員長（駒井江美子君） 2番、伊原ひとみ委員。

2番（伊原ひとみ君） 説明ありがとうございます。ここ数年、毎年やっているキャンペーンであると承知しております。昨年度も5月補正で入れたというお話でしたが、毎年やっているキャンペーンですので、当初予算に入れてもいいはずではないのかなと思います。まして1,380万円という大きい予算ですので、当初予算に入れておけばそんなに問題はないのかなというふうに思いました。なぜ今回も補正予算なのかなということをお伺いしたいと思います。

委員長（駒井江美子君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

このキャンペーンの予算が当初予算に計上されていないのはなぜかというお尋ねでございますけれども、先ほど申しましたとおり、昨年も補正、これまでずっと補正対応でやってきたということが大前提としてございますし、私が言うのもあれなのですが、当初予算の編成の中で様々調整が入って、実際実施時期が来た時点で補正で計上してくださいといったようなやり取りもございましたので、今回9月の1日からの事業ということでもございまして、9月の定例会では間に合わないということもあっての6月計上。あと、これまでは夏1回、秋冬1回、2回ということでやっておりましたけれども、今回は1回で、期間を長く持つてというやり方をさせていただこうというふうにしてございます。予算的なものから申しまして、昨年2回実施したものに相当するだけの謝礼を計上させていただいておりますので、年度末までこういった事業を皆様からご利用いただけるのではないかなというふうに思っているところです。

以上です。

委員長（駒井江美子君） 2番、伊原ひとみ委員。

2番（伊原ひとみ君） 説明ありがとうございます。今のところ予算としては2,500円相当のプレゼントを3,000件分というふうにお聞きしております。では、3,000件超えたら今年度は終わりという予定で、また補正かけるかもという予定はございますでしょうか。

委員長（駒井江美子君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

こちらで計上させていただいた予算がなくなる前に止めるという形になろうかと思っておりますので、追加で補正ということは今のところは考えてございません。

委員長（駒井江美子君） 2番、伊原ひとみ委員。

2番（伊原ひとみ君） 了解しました。ありがとうございます。予算からちょっとそれる話かもしれませんが、毎年何千件という品物をお客様に送るわけですよ。そうすると、送り状というものが手元に控えとして残っていると思います。そのお客様の大事な情報、何千件分も多分お持ちと思いますが、これらをせっかく情報として持っているの、販売促進か何かうまく活用できているのかどうかということをお聞きしたいのですが、よろしいでしょうか。

委員長（駒井江美子君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

このキャンペーンでお泊まりいただいた方のリストは、当然こちらでも、こちらといいましょうか、持っているわけなのですけれども、町が主体となってそういった方々に何か情報発信するとか、そういった今システムといいましょうか、制度設計にはなっていない。思うところでは、当然各事業所さんのほうでも同じリストをお持ちなわけでありまして、こちらの思いとしましては、この制度を呼び水にして、これまで利用された方以外のお客にも情報提供していただいて、できるだけ多くの皆様から遊佐町においでいただけるような仕掛けといいましょうか、そういった営業活動なども担っていただきたいなというふうな思いではあります。町では、今のところは実施をする予定はございませんし、仮にやるとした場合には、事前にこちらから様々な情報発信してよろしいですかという問いかけをして、送っていただいても構いません、情報をいただきたいですという方に対してのみ送るという形になるかと思っておりますけれども、またそういったところもこちらでは今のところはまだ考えてございませんので、でき得れば事業所側でうまく制度をご活用いただきたいなというふうに思っております。

以上です。

委員長（駒井江美子君） 池田副町長。

副町長（池田与四也君） 補足をさせていただきます。

これまでも再三、PDCAサイクルを回す、分析をして事業の拡大なり、必要性なり、新たな施策の構築なりというようなことをすべきだということ求められております。これは、町に対してということも当然であります。三セク等、株式会社に対しても同じように言えることでありまして、この泊まってもらおう事業については組成分析はしております。その傾向と対策をもって営業活動の仕掛けとか、あるいは町内だけのチラシ配布としておりますが、その傾向を見て、例えば県内であれば山形市からのお客様が利用されているというところが見てとれるとかということで、そちらにチラシ配布をたまたま検討していたり、まだまだいろんな分析方法も、あるいは素数の取り方もいろいろあって、完璧に分析し切れない、し切れていないという状況はありますが、このところは営業拡大、この事業をもっともっとブラッシュアップしていくという意味でも、しっかりと分析をして次につなげていきたいなと思っておりますし、拡大傾向にいった先には、先ほどありました予算の編成の仕方とか、そういったことも課題になってこようかと思っております。振興計画、実施計画にもしっかりと上げさせてもらっておりますので、確かに予算編成の当初予算の事情というものもございますが、来年度以降の課題とさせていただきますというふうに思います。

以上です。

委員長（駒井江美子君） 2番、伊原ひとみ委員。

2番（伊原ひとみ君） ありがとうございます。一応前向きにお考えいただいているということで、こちらのほうも了承いたしたいと思っております。本当にいろんなデータ、せっかく町とか事業所さんで持っているわけですので、いいほうに活用して、町ではそんな営業活動はできないと思っておりますが、拡大につなげていただけたらなというふうに思います。よろしくお願ひしたいと思っております。

続きまして、11ページのほうの歳出、13款諸支出金の1項諸支出金、3目の空家対策費、18節負担金補助及び交付金の40万円についてお伺ひしたいと思っております。この40万円は、空家解体撤去補助金というふう

に書いてあります。多分1件分の補正の分だと思えますが、それでよろしかったでしょうか。

委員長（駒井江美子君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） 空家解体撤去補助金ということで40万円についてでございますけれども、1件分、解体補助の申込みが遅れて今来たものですから、その関係で急遽、集落としては石淵のところにある空き家になるわけなのですけれども、その空き家がガラス戸が壊れて道路に飛ぶことも想定されるということで、できるだけ早くそれを、危険空き家ということで撤去する必要があるということでしたので、空き家の解体の判定については点数付けして行っているのですけれども、100点以上、あと20点から100点未満ということで、限度額が変わってくるのですが、今回は100点未満ということで限度額30万円と、あと町内業者を使うと10万円加算されるということで、30万円と10万円で40万円今回補正させていただくものでございます。

以上です。

委員長（駒井江美子君） 2番、伊原ひとみ委員。

2番（伊原ひとみ君） ありがとうございます。この補助金に対しては、当初予算のほうで280万円ついていると思えます。そうしますと、一応当初は280万円ですから、7件分の空き家解体の補助金というものを予定していたと思えますが、今まだ6月であります。この40万円の補正がついたということは、もう既に予定している件数が尽きているというふうに考えますが、それでよろしかったでしょうか。

委員長（駒井江美子君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） 当初予定した件数が7件分ということで、それは確定しておりまして、それは前年度から相談があったものということで、それで年度当初に申請していただいて、あと7件分の当初予算全部、その7件分で確定してしまいましたので、今回40万円補正させていただいたものでございます。

委員長（駒井江美子君） 2番、伊原ひとみ委員。

2番（伊原ひとみ君） そうしますと、今回まず40万円、1件分ということで、残り9か月、また申請があった場合どうするのだろうというふうに考えてしまうわけなのです。空き家を解体、撤去することは大きな仕事でございまして、今日お願いしてあしたできるというものではないと思うのです。やっぱりやろうと覚悟を決めて申請したときに、お金がないので来年にしてくれませんかというふうな、そういう断り方はちょっとできないのではないかなというふうに思います。とすれば、やはりもう少し予算をつけておいて、申請来た方には今年度解体できるような予算の組み方とか、昨年度よりもこの280万円、少し多めに見ておられるようすけれども、やはりもう少し多めに見て、空き家対策をしてくださる方のためにスピーディーに補助金をつけられるような予算の組み方をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員長（駒井江美子君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） 実は今回当初予算計上するときも、本当であれば昨年度の実績に基づいて11件の540万円で当初予算要求していたのですけれども、いろいろな事情によって削減ということになってしまっていて、今回この金額ということになったわけなのですけれども、これから増えることも当然予測できるわけで、そのときはまた補正予算ということで対応させていただきたいと考えております。

以上です。

委員長（駒井江美子君） 2番、伊原ひとみ委員。

2番（伊原ひとみ君） 諸事情があるということで了解いたしました。でも、やはり空き家を解体してくださるという前向きなお考えの方がいらっしゃるということですので、来年度も予算を組む際は少しそこを鑑みて予算を組む、もしくはまた補正きつと上がってくるだろうと思われまますので、そのときは速やかな対処のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

私からは以上でございます。

委員長（駒井江美子君） これで2番、伊原ひとみ委員の質疑は終了いたします。

4番、今野博義委員。

4番（今野博義君） おはようございます。私のほうからも質疑をさせていただきます。

ページで参りますと8ページ、2款総務費、1項総務管理費、8目企画費、11節役務費2,000万円の計上がございます。通信運搬費ということなのですが、概要書からですとふるさと納税の返礼に伴うものという形でよろしいかと思ひますが、こちらの詳細について産業課のほうにお聞ひいたします。

委員長（駒井江美子君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

通信運搬費2,000万円の内訳ということでございました。ふるさと納税の通信運搬費、手数料通信費になります。6月の補正ということでちょっと早い時期の補正になりますけれども、実は前年度、令和5年度のふるさと納税、皆さんもご承知のとおり13億円強の納税額をいただきまして、これまで最高の額をいただいたわけですが、この大きな要因として、昨年12月から3月、5年の12月から令和6年の3月にかけて非常に多く出ましたのが米のほうの定期便ということで、非常に多くの申込みをいただいていたところでもあります。その定期便というのは、12か月のものから6か月、5か月、3か月までありますけれども、これまでもお米の定期便というのはあったわけですが、今回非常にこの定期便が伸びまして、件数がすごく増えたということで、ある程度その増分を見込んでいたところはあるのですが、12月から3月までの伸びということで、当初予算の計上の段階でやはり見込めなかった部分でありましたので、今回既存の既決の通信運搬費あるわけですが、9月までちょっとぎりぎり間に合うか間に合わないかというところの見込みの中で、6月の今補正ということでお願ひしたところでもあります。

以上であります。

委員長（駒井江美子君） 4番、今野博義委員。

4番（今野博義君） ありがとうございます。今おっしゃっていただきましたように、令和6年度スタートして2か月というところで2,000万円の大きい金額の補正ということだったので、改めて確認をさせていただいたところでした。確かに昨年、ふるさと納税大分大きなご寄附をいただいたということがございまして、内容的に米の定期便というところまではちょっと私も把握をしておりませんでしたので、そういったところで大きく伸びたということは非常にありがたいことですし、うれしいことかなというふうに思っております。増額については、例えばコストが上がったとか、そういったものがあつての増額かなというふうに感じてはいたのですが、内容としてはそういったものではなくてということで、理解はさせていただきました。

続きまして、9ページになります。こちら産業課かなと思われるのですが、ちょっと内容が確認でき

ませんでしたので、お教えてください。4款衛生費、1項保健衛生費、3目環境衛生費、8節の旅費、これ普通旅費ということで46万1,000円の計上ございますが、こちらの詳細についてお聞きをいたします。

委員長（駒井江美子君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

今回6月補正で計上させていただきました4款衛生費、1項保健衛生費、3目環境衛生費の内容につきましては、4月に産業課のほうにエネルギー政策推進室が新設されたというところで、もともと地域生活課の環境係で予算を要求させていただいた部分を、現在、環境係は管理衛生係に変わっておりますけれども、もともとそちらに全て、地域生活課のほうに全て予算が計上となっておりますので、それをまず所管に分けてというふうに見直したということも1点ございます、ほかの項目についても同様ですが。この普通旅費につきましては、組替えというところとプラス増額というところで今回46万1,000円の計上となっておりますけれども、今年度に入りまして洋上風力発電事業の関係で県庁のほうと一緒に視察研修、既に1回行かせていただいておりますけれども、先行事例の千葉県銚子市のほうに行かせていただいておりますし、今後も長崎県のほうに行く計画もしておりますところでもあります。皆様ご承知のとおり、現在事業所の公募中ございまして、12月には事業者が決定するという見込みでありますので、事業者が決定しましたらいろんな動き出しがすぐ始まるということで、そこまでに準備段階、調整段階いろいろございますので、そういうところで今後も今お話ししました長崎県のほかにも視察に県庁と一緒に行く計画もございまして、今回計上させていただいたところでもあります。よろしくお願いたします。

委員長（駒井江美子君） 4番、今野博義委員。

4番（今野博義君） ありがとうございます。今回の旅費については、純粹にまず増額ということで理解をさせていただきました。所管が地域生活課から変わりましたというお話もあったのですが、ちょっとこの中では分からないわけですが、地域生活課は逆に減額になって、産業課についたという部分も中にあるという理解でよろしいですか。

委員長（駒井江美子君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

今回この項目に出ていないところでも組替えということで、管理衛生係のほうを減額して、産業課エネルギー政策推進室のほうを増額というような予算の組替え、単純に組み替えてゼロというものもございます。それについては、今回の補正予算の中に出ていないのですが、それ以外で産業課のほうで増額させていただきたい部分について計上というような形になっております。

以上であります。

委員長（駒井江美子君） 4番、今野博義委員。

4番（今野博義君） ありがとうございます。

では、続きまして10ページ目になります。3項水産業費、1項水産振興費、18節負担金補助及び交付金と。明細でいきますと漁業就業者確保・育成総合支援対策事業補助金50万円の計上です。恐らく所管は産業課になられるかと思っておりますけれども、言葉からしますと補助金という形での拠出かと思われるのですが、こちらの詳細と、補助金だとすれば件数をお教えいただけますでしょうか。

委員長（駒井江美子君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

今回の補正額につきましては、漁業経営者の事業、要は漁家のおうちの事業を継承するという事で、後継者の方に継承をするための様々な研修とかの費用を補助するという内容でございまして、補助の申請者につきましては山形県漁協さんになっております。山形県漁協が県のほうに申請をするという形で、今回該当はお一人、新規の漁業者1名ということで、150万円の補助金が出るところでありますが、県が3分の1、町が3分の1ということで、町のところ50万円というような計上となっているところであります。

以上であります。

委員長（駒井江美子君） 4番、今野博義委員。

4番（今野博義君） ありがとうございます。

漁協が県に申請するという事になるというふうな形ですと、一応漁協さんのほうで後継者というような申請をされて、それに基づく拠出という形になるわけでしょうか。

委員長（駒井江美子君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

あくまでもこの事業補助金の制度の補助金の交付対象先は漁協さんになりますので、個人の方が漁協のほうに申入れをして、県漁協が県に申請するというような形の補助金になっております。

以上です。

委員長（駒井江美子君） 4番、今野博義委員。

4番（今野博義君） ありがとうございます。町での負担の部分が3分の1ということで理解をさせていただきました。ちなみにですが、この3分の1の50万円は、漁協のほうに支払いをされるという理解でよろしいですか。

委員長（駒井江美子君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） 今委員おっしゃるとおり、県漁協のほうへの交付という形になります。

以上であります。

委員長（駒井江美子君） 4番、今野博義委員。

4番（今野博義君） ありがとうございます。

次の質疑に入ります。11ページ、10款教育費、2目生涯学習推進費、14節工事請負費、施設改良工事費142万2,000円の計上ですが、教育課のほうにお聞きいたします。

委員長（駒井江美子君） 荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木 茂君） お答えいたします。

こちらの工事請負費ですけれども、生涯学習センターの工事で2件ございます。まず1つが生涯学習センター電気設備ということで、受電用の遮断器が不良によりまして、受電用の真空遮断器の交換工事を実施したいということで、こちらのほうが69万9,000円ほどの金額になります。こちら今年4月の定期点検のほうで点検業者のほうから指摘を受けまして、このまま、今のちょっと器具の不良のまま使っていると、電気に負荷がかかったとき、機器の異常のときに過電流が流れた場合、制御できないといえますか、通常正式な機能であればそこで電気を遮断して、例えば火災とか停電とか感電等、そういった被害を最小限にとどめるというような設備でございます。そちらのほうがちよっと更新が必要ということで今回上げさせ

ていただきました。あともう一つにつきましては、生涯学習センターのホール音響のパワーアンプの交換工事になります。こちらのほうで72万3,000円ほどの金額がかかると。こちらにつきましては、3月に実施したホールの音響設備の定期点検によりまして、高音や低音が出ない症状が発生していると。その原因を検査したところ、アンプがやはりちょっと経年劣化していると。全てのアンプが劣化しているのですけれども、その中でまず3台はちょっと確実に交換が必要というようなことで、その交換工事の費用を上げさせていただきます。

以上です。

委員長（駒井江美子君） 4番、今野博義委員。

4番（今野博義君） ありがとうございます。説明のところからしますと改良工事というふうに書いてあったものですから、内容的にはどちらかというところと修繕的な、緊急避難的に直さなければいけなかったというような形なのかと思うのですけれども、改良と書いてあったものですから、当初予算に入っていなかったのかなというところが疑問だったので、お聞きをさせていただきました。現実的には、業者さんのほうの確認を経た上で、やはり戻さなければいけないというふうな形での修繕費なのかということを受け止めさせていただきます。

続きまして、その下になりますけれども、6目文化財保護費の中に同じく施設整備工事費117万7,000円の計上がありますけれども、こちらについての詳細、教育課かと思いますが、お教えいただけますでしょうか。

委員長（駒井江美子君） 荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木 茂君） お答えいたします。

こちらの工事請負費につきましては、旧青山本邸の監視システムの工事になります。現在の使っているシステムのほうが平成24年に整備したものでありまして、電圧異常ですとかカメラの故障により、今現在、防犯上ちょっと不備があるというようなところでございました。今回機器のほうを更新させていただきますと、カメラ、それからそういった監視システム、モニターで見られるような、そういったものを更新していくというようなことになります。

以上です。

委員長（駒井江美子君） 4番、今野博義委員。

4番（今野博義君） ありがとうございます。こちらのほうも今まで機能しなかったというような形のもを更新したという理解でよろしいのかなと思いますが、今モニターで確認できるというお話なのですが、これというのは庁舎内で確認できるということなののでしょうか、それとも旧青山本邸のほうで確認できるシステムなののでしょうか。

委員長（駒井江美子君） 荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木 茂君） お答えします。

こちらにつきましては、旧青山本邸の管理人室というか、そちらのほうで管理人さんのほうがモニターで監視するというようなことになります。なお、こちら備品購入費のほうも上げさせていただいているのですけれども、こちらに上げているのが撮っている、監視している映像を保管する、録画しているレコーダーのほうの備品購入費というようなことで、防犯カメラ用のレコーダー、これで後で何かあったときに

ちよっともう一回見たりとか、そういったことができる映像の確認用の装置でございます。

以上です。

委員長（駒井江美子君） 4番、今野博義委員。

4番（今野博義君） ありがとうございます。以上で私の質疑を終了します。

委員長（駒井江美子君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） 先ほど今野委員への漁業の補助金の答弁で誤りがありましたので、訂正をさせていただきます。

補助金の補助率でありますけれども、県が3分の2、町が3分の1ということで、150万円のうち県が3分の2、100万円、町が3分の1、50万円ということであります。大変申し訳ありませんでした。

委員長（駒井江美子君） 5番、渋谷敏委員。

5番（渋谷 敏君） それでは、私からも質問させていただきます。

まず、専決第6号、令和5年度補正予算案について質問いたします。11ページの4款衛生費、3目環境衛生費……

委員長（駒井江美子君） 付託されているのは、議第48号 令和6年度遊佐町一般会計補正予算（第1号）でありますので、その内容の質疑をお願いします。

暫時休憩します。

（午前10時55分）

休 憩

委員長（駒井江美子君） 会議を再開します。

（午前10時56分）

委員長（駒井江美子君） 5番、渋谷敏委員。

5番（渋谷 敏君） 大変失礼いたしました。ちょうど1年たとうといたしますが、不慣れなものですから、よろしく願いいたします。

それでは、令和6年度補正予算案、こちらのほうの質問をさせていただきます。まず、10ページになりますが、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、18節負担金補助及び交付金1,892万円、有害鳥獣被害対策推進事業費補助金10万円についての質問になります。まず、この10万円の中身についてご質問いたします。

委員長（駒井江美子君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

有害鳥獣の補助金の10万円ということであります。今回の補正につきましては、イノシシの対策の電気柵1件分、補助金10万円という内容でございます。

委員長（駒井江美子君） 5番、渋谷敏委員。

5番（渋谷 敏君） 昨年熊であったり、イノシシであったり、かなり多く発生しておりまして、熊の目撃に対しては、前年から見ると、昨年度は112件ございまして、あと捕獲は前の年より13頭増えま

して14頭、イノシシの目撃については、前の年より15件、捕獲が3頭、これほど増えている中でございまして、わなの設置もさることながら、かなり駆除隊の内容については深刻なものがあるというふうに受け止めております。先般、猟友会の会長さんともいろいろお話をお聞きする機会がございまして、今回は10万円の補助ということでございますが、果たしてこれだけで、これだけの目撃なり被害がある中で、十分に満たされているのかなというところをまずお聞きしたいと思います。

委員長（駒井江美子君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

イノシシの目撃、被害といいますか、昨年から非常に多くなっている。今年度に入りましてからも、4月早々から山間部地域を中心に、町内広い範囲で目撃というところで申出はいただいているところであります。電気柵の補助事業につきましては、県の補助も入っているというところで、県が4分の1、町が4分の1、計2分の1を補助するという制度であります。なかなか県の補助がつきづらいというところもございまして、当初予算の段階では電気柵分としては10万円の予算を見ていたところであります。それについてはもう2件ということで、既に内定といいますか、交付申請が来ている状況でありまして、今回補正ということになりますけれども、今回の補正につきましては、実は県の補助金の内諾を得ていない状況でありますので、場合によっては全額町の一般財源の負担ということになろうかと思っております。そうはいいながら、現在も申請といいますか、相談来ている状況でありますので、今回1件分、10万円の補正のお願いでございますが、場合によってはまた9月補正等をお願いをしていきたいというふうには思っているところであります。

以上であります。

委員長（駒井江美子君） 5番、渋谷敏委員。

5番（渋谷 敏君） 捕獲のわなについては、そのような対応でこれからお願いしたいというところがありますが、一方で、先ほどお話ししましたように、実施隊の高齢化というところも非常に問題になっております。これは、10万円のわなにも関係するところがございますのでお聞きするわけですが、先般、中山町の報酬の値上げに関する議会での対応ということで、報酬については1人当たりの報酬、それから捕獲した場合の1頭当たりの支給ということで、かなり当町よりは上回っている金額でございます。こういったところを含めて考えていかないと、今までも16名の駆除隊で、それは高齢化の問題もいろいろ出ましたけれども、こちらの対応をしていく中で広く見ていかないと、わなだけの補正ということではなくて、こういった対応が必要ではないかなというふうに思いますが、この点いかがお考えでしょうか。

委員長（駒井江美子君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

いろんな報道の中でも、全国的に有害鳥獣の防除といいますか、駆除の対応、いろいろ、猟友会のほうに単価を上げたり、逆にある町では猟友会から断られたというようなところも出ているようでありますし、非常にこれから課題かとは思いますが。今委員おっしゃられるとおり、町のいわゆる委託費といいますか、お願いしている金額について妥当なのかどうなのかというところ。ある方の話では、会員の中の話では、いっぱいもらってしまうとそれだけ責任が出てしまって、全部は自分たちもできないというところ、そういう話も伺っておりますし、今後猟友会の皆さんともいろいろ話をしながら決めていきたいというふう

思っております。

以上であります。

委員長（駒井江美子君） 5番、渋谷敏委員。

5番（渋谷 敏君） 了解いたしました。先般、事前にお聞きした中では、当町の報酬に対しては他の自治体並みであるというところの説明はいただいておりますが、ただ一方で、県内でもこういった発見されるところも増えてございまして、自治体によっては、先ほど言いましたように、こういったところの対応をされているというところもございまして、まずはスピード感を持って、こちらの検討なり対応を進めていただきたいというふうに思います。

それでは、次に進みますが、同じく18節の農地利用効率化等支援交付金1,848万2,000円について伺います。これは、地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の実現に向けて、経営改善に取り組む場合、必要な農業用の機械、施設の導入を支援するという、このような定義づけがされているというふうに思いますし、同額県の支出金として歳入に充てられてございまして、まず1つ、この内容が見込額を超える採択者になった理由というのは何かというところでございまして、基準が変わったのか、その辺ご説明をお願いいたします。

委員長（駒井江美子君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

農地利用効率化等支援交付金でありますけれども、令和6年の当初予算の段階では2名分ということで予算を計上させていただいております。当初予算を計上する段階で確定していたものが2名分ということになります。その後、6年になりましてから1月、2月に再度要望調査を行ってというところで、新たに町のほうでは6名の分について県のほうに申請といいますか、要望申請をしていたところであります、それが今般、5名分、12機種ということになりますけれども、県から内示がありましたので、今回6月補正のほうに計上させていただくという形になったものであります。

以上であります。

委員長（駒井江美子君） 5番、渋谷敏委員。

5番（渋谷 敏君） ありがとうございます。すみません、ちょっと聞き漏らしたかもしれませんが、今までの審査の基準、県下全体でも採択者が増えたというふうな内容だと思いますが、こちらについては同様の基準であっても今年度申請者が増えたのか、そういったところの変わった点があればお願いしたいと思います。

委員長（駒井江美子君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

この事業の要件につきましては、規模拡大を何%以上ですとか、経営の効率化、それも何%とか、あとは研修を受けたとか、いろいろ要件はございます。それを規模拡大もパーセントにおいて点数付けをされていって、細かく点数付けになって採択されるというところで、特に新たに要件が加わったとかということではございませんが、なかなか農家の方につきましても、補助が出るといっても当然持ち出しがあるわけですので、最初に秋頃申請するといってもやっぱり取りやめるとか、最初は予定していないものをやはりやりたいとか、それは当然各戸の経営状況もございまして、そういうところで申請の段階、秋の段階

でなかなか決まり切っていないというところもあるようです。残念ながら今回町で申請をした6件のうち1件については不採択であったということもありますが、今回の分については全部採択分を今、歳入歳出ともに、国10分の10の補助金の事業でありますので、同額計上させていただいたというところでもあります。

以上であります。

委員長（駒井江美子君） 5番、渋谷敏委員。

5番（渋谷 敏君） ありがとうございます。

それでは、次の質問に移りますが、第10節の需用費22万8,000円、体験実習館等促進事業、さんゆうについてお聞きしますが、まずこの予算の中身についてお願いいたします。

委員長（駒井江美子君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

今回の修繕料22万8,000円につきましてですけれども、さんゆうの入り口のところに湧水の取り出し、水がいつも出ているところ、蛇口数でいえば7つございます。そこにつきましては、町がさんゆうを整備したとほぼ同じ時期に、町がさんゆうの少し北側、山側といいますか、奥側といいますか、そちらから取水をして整備をしたものでありますけれども、3月の下旬あたりから水の出が悪くなったということで、4月になってからこちらでも現場確認等して、その時点では7つあった蛇口のところ、蛇口といいますか、水の出し口のところ、2つしか出ない。それもほとんど、ちょろちょろというような状況がございました。町のほうで水道事業者さんとも行きながらいろいろ確認をして、不備のところ、不具合のところをずっと探し当てまして、現在仮復旧というような形でしておりますけれども、今回この修繕の内容プラス、この金額よりも補正額にプラス10万円ほどかかっておりますが、既決予算もございますので、今回の補正額はこの金額とさせていただいておりますが、配管の一部手直し、あとバルブの交換等を行えば、現在は水量復活しておりますけれども、十分また復活できるというところで今回修繕料を計上させていただいたものであります。

以上であります。

委員長（駒井江美子君） 5番、渋谷敏委員。

5番（渋谷 敏君） さんゆうの本来の事業を利用させていただいている方がこちらの外の水を帰りにくんで帰られる、こういった方もいらっしゃると思いますし、そうではなくてただ単に水くみという目的のために来られる方もいらっしゃると思いますが、町が望むのはやはりさんゆう本来の事業を使っていただきたい。その付加価値としてそういった水くみもありますし、いろんな景観を御覧になったり、そういったところがさんゆうの魅力ではないかなというふうに思いますが、この水くみのことにも関連しますが、まずさんゆうの本来の事業というのは、そば打ちや笹巻きづくり、あとは体験農場、こういったところも本来の目的とされていると思いますが、こちらの利用状況というのはどのようなになっているのでしょうか。

委員長（駒井江美子君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） 今手持ちの資料ございませんので、後ほど回答させていただきます。

委員長（駒井江美子君） 5番、渋谷敏委員。

5番（渋谷 敏君） それでは、次の質問に移ります。これが最後の質問であります。

先ほど4番委員も質問されましたが、3項の水産業費、1目の水産振興費、18節負担金補助及び交付金、

こちらについてでございますが、若干視点を変えた形で質問させていただきますが、まずこちらの目的と言われるものが国の目標として毎年2,000人の新規就業者を確保するという内容なのだそうで、この事業の内容については、次世代人材投資事業と、それから新規漁業就業者確保事業、それから水産高校卒業生を対象とした海技士養成事業、それから外国人材受入環境整備事業、このようにあるのですが、これどれに当てはまるのでしょうか。

委員長（駒井江美子君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

今回の事業については、漁業経営体の事業を継承するという後継者のための事業ということでの認識しかございませんので、今どれというところは、すみません、お答えしかねます。

委員長（駒井江美子君） 5番、渋谷敏委員。

5番（渋谷 敏君） こういったところで事業を展開している中での今回の申請ということになります。先ほど漁協からの申請があったという、そういう内容でございましたが、具体的に申請者に対してどのような事業をされたのか、その内容をお願いできますでしょうか。

委員長（駒井江美子君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

今回の補助につきましては、新たに就業を希望しているその方に今後の漁業としての研修を県漁協が行うというところでありますので、その支援という内容ですので、具体的にというところまでは把握はしておりません。

以上であります。

委員長（駒井江美子君） 5番、渋谷敏委員。

5番（渋谷 敏君） 分かりました。漁協のプログラムが多分あるでしょうから、そういったところでの実践研修というところだと思います。大変ありがとうございました。

今回の支援で漁業者確保、育成というところが目的でございますので、まずこちらについては農業関係であります当初予算に組み込んで、その予算を使う、そういった一つの目的を持って事業というのを展開していく、そういったのが農業関係のようではありますが、漁業についてはあくまで申請があったものに対しての補正予算対応という、その考えは変わることはないということでしょうか。

委員長（駒井江美子君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

漁業の補助金の関係、今委員おっしゃられるとおり、必ず補正ということではなく、当然前年度、新年度予算の要求時期に間に合うようであれば新年度予算に計上するものと思っております。今回の件につきましては、4月になってから県のほうからこのような案件、1件要望がありますよというような連絡が来たというところで、今回6月の補正をお願いしたというような流れになっております。

以上であります。

委員長（駒井江美子君） 5番、渋谷敏委員。

5番（渋谷 敏君） ありがとうございました。

以上で私の質問終わります。

委員長（駒井江美子君） 池田副町長。

副町長（池田与四也君） 先ほどさんゆうの利用状況についてのご質問がございました。経営会議での資料に基づいてお答えをさせていただきたいと思いますが、まず単純に昨年度の客数、入り込み状況でありますが、数でいえば430名、計画が令和元年度比で約140%となっております。先ほどご指摘いただいたさんゆうの施設そのものでの産直であったり、そばの提供、そこに水くみのお客様からのご利用、誘導をしていくという、なかなかそういう形にはなっていないというのが実態でございまして、ここに我々もジレンマを感じながら、課題として、実際に看板も設置してそのように仕掛けているのですが、どうぞご利用をと、いろんな産物をPRしながらやっているのですが、まだまだ工夫が足りないのかどうか。水くみ客は水くみ客、水を飲んで帰られるという状況になっておりますので、今後ともそこを改善していきたいというふうに思っております。とはいえ、一方で、あそこでその水を利用してイベント等仕掛けるという工夫もございまして、そういうことをうまく組み合わせながら入り込み数を伸ばしていきたいと思っております。なお、7月ですか、去年は8月にありましたか、令和5年度の決算状況についての議会の皆様への説明の機会を設けさせていただきたいと思っております。なるべく早く、早ければ6月に全協を開催していただき、そのように向けていきたいと思っております。そのときにまた詳細の説明をさせていただければというふうに思います。

私からは以上になります。

委員長（駒井江美子君） これで5番、渋谷敏委員の質疑は終了いたします。

6番、本間知広委員。

6番（本間知広君） では、私のほうからも質疑したいと思っております。

一般会計の補正のほうです。歳出です。8ページ、1番委員のほうからもございました定額減税補足給付金につきまして、私のほうからちょっと確認をしたいと思っておりますけれども、これ国の政策の一つの目玉であります。それに伴ったものというふうに認識をしております。要するに支給の方法ですとか、支給の時期ですとか、そういったところ、もしある程度決まっているのであればちょっと教えていただければと思います。

委員長（駒井江美子君） 伊藤町民課長。

町民課長（伊藤治樹君） お答えします。

支給の方法ですけれども、口座への振込ということになります。その前段階で対象者との口座の確認等のやり取りをしまして、確定後に対象者の口座のほうに振り込むというような支給の方法になります。時期としましては、年内を予定しております。この後、7月から様々な取組をしまして、そういったやり取りをして、年内で支給のほうは、例外的に7年度に支給になる分もございまして、基本的には年内で支給が終わるということでございます。

以上です。

委員長（駒井江美子君） 6番、本間知広委員。

6番（本間知広君） 間違っということもできないことですので、とはいえ税金のことであれば基本的には年内ということにもなるのかなというふうに認識はしております。これやっぱり待っていると言うと語弊もあるのかもしれませんが、楽しみな政策の一つかなというふうにも思っております。

ので、できるだけ迅速な対応をお願いをできればと思ったところです。

続いて、同じように1番委員のほうからもありましたけれども、物価高騰対策給付金、9ページです。節18負担金補助及び交付金と項2の児童福祉費のほうの低所得者支援給付金425万円、一応事業的には別々ということなのですけれども、これも同じようにどのような段取りといたしますか、支給方法、支給時期みたいなのがあれば教えていただきたいと思います。

委員長（駒井江美子君） 渡部健康福祉課長。

健康福祉課長（渡部智恵君） お答えいたします。

今委員のほうから低所得者支援給付金のスケジュールということでお尋ねがあったところでございますが、物価高騰対策給付金と併せた形で進めさせていただくという形になっております。計画といたしましては、採択いただきましたら6月から11月で実施をしたいと考えているところでございます。住民税確定後、6月に対象者を抽出、確認書申請書につきまして対象となる方に7月には送付をしたいなと思っております。こちらのほう返送していただきまして、10月の末を受付期限とさせていただき、それぞれ一定のところ、賜りましたところで、予定としましては、1回目、7月の下旬、あと2回目以降につきましては月2回程度、それぞれ口座振込という形で思っております。最終の振込は、11月の中旬頃を予定しているところでございます。あわせて、周知の方法でございますけれども、確認書の送付に合わせて7月上旬、ホームページのほう開設したいと思っております。あわせて、事業実施のお知らせを広報7月1日号に掲載。また、受付期限が、終了が近いですよというお知らせを10月15日のお知らせ号に、あわせて確認書未提出の方については10月に呼びかけをして支給率を高めていきたいなということでスケジュールを組んでいるところでございます。

以上です。

委員長（駒井江美子君） 6番、本間知広委員。

6番（本間知広君） もし聞かれたらこんな感じで言っていましたよということでお伝えのほうもしていきたいなと思っております。漏れないようにというお言葉もございましたけれども、対応のほうしっかりよろしくをお願いをしたいと思っております。

続きまして、9ページです。ちょっと戻ります。社会福祉総務費の節22償還金利子及び割引料15万5,000円、これ説明そのまま読みますと重点支援地方交付金国庫補助金返還金というふうになっておるのですが、概要書のほう見ると、電力・ガス・食料等価格高騰重点支援地方交付金支援事業というふうになっておまして、事業をするのに返還金なのかというふうに、ちょっとややこしいなと思ったのですけれども、ちょっとそこら辺、整合性含めて説明お願いしたいと思います。

委員長（駒井江美子君） 渡部健康福祉課長。

健康福祉課長（渡部智恵君） お答えいたします。

こちら22節の問いでございます。こちらにつきましては、一般行政報告23のところで少し報告もさせていただいたところがございますけれども、令和5年度、非課税世帯に対して1世帯7万円を支給した事業がございまして、こちらの事務費返還金でございます。財務会計上、システム上、事業費といたしまして電気・ガス・食料等価格高騰重点支援地方創生交付金支援事業というような内容となっておりまして、概要書に書いてあるものが財務システム上の事業名で、実際の交付金の名称がこの重点支援地方交付金と

いう形になっていて、ちょっと分かりにくいところがございますが、こちらは令和5年度に事業が完了した部分の事務費超過分を返したいというところで予算を計上させていただいたものでございます。

以上です。

委員長（駒井江美子君） 6番、本間知広委員。

6番（本間知広君） ちょっとごつくばらんに言うと、返還する事業ですよ。返還ですよ。返還をしたという内容ですよ。概要書だけ見ますと15万5,000円で何かやったのかなというふうになんかちょっと思ってしまったものですから、ちょっと確認をさせていただきました。あくまでもこれは返還したのだということに理解しました。

続いて、10ページ、商工費、項1商工費の節14工事請負費1億2,000万円、これで河原宿を建てるという説明だったかと思えます。4,000万円が県のほうから来て、8,000万円、これ観光施設整備事業債ということで、8,400万円借金するという内容になっているのですけれども、すみません、もしとんちんかんな質問であつたら恐縮なのですが、基金のほうに観光施設整備基金というのが1億6,000万円ぐらいあるのですけれども、こちらの基金を取り崩してやるということではできなかったのでしょうか。使えなかったのかどうかということだけちょっとお聞きをしたいのですけれども。総務になるのかな。

委員長（駒井江美子君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） 今ございましたけれども、観光施設整備基金は使えなかったのかということにございましたけれども、ちょっと私もその詳しい経緯は分からないのですけれども、多分今町債ということで過疎対策事業債、これを充当しているわけなのですけれども、これの財政措置がやっぱりいいものから、充当率100%で、交付税措置70%ということで、実際町の持ち出しが計算すると20%ぐらいになるようなのですけれども、基金を取り崩すよりこちらの過疎対策事業債のほうを使ったほうが良いというふうに理解して、こちらのほうを適用させたということだと考えられます。

以上です。

委員長（駒井江美子君） 6番、本間知広委員。

6番（本間知広君） 最初にそちらのほうから聞けばよかったのかなと思います。要するにこの起債が過疎債に充当するかということから聞けばよかったのかなと。おっしゃることは重々承知はしているのですけれども、山小屋は直さないといけない。要するに借金をしてでも直すということですので、端的に言えば、8,000万円借金、過疎債充当、交付金充当になるとはいえ、やはり借入れが増えるということにもなります。過疎債は有利なのでということで、以前も小学校の件で聞いた経緯もございますけれども、分からなくもないのですが、一応そういった、もし基金を活用できるということであれば、併用するのですとか、なるべく借金増やさないような取組も必要なのかなというふうに個人的にはいつも思っておりますので、一応分かりました。了解しました。

それでは、続いて国保のほうにちょっと行きたいのですが、1ページしかないのだけれど、要するに交付金いただいてシステム変えるのかどうするのかという、システム料ということなのですが、ちょっと内容、何をやるのかということだけちょっと説明いただきたいと思えます。

委員長（駒井江美子君） 渡部健康福祉課長。

健康福祉課長（渡部智恵君） お答えいたします。

国が進めておりますマイナンバーと健康保険証の一体化に向けまして、システム改修等を行いたいということでの計上でございます。また、詳細については国のほうから具体的なところがまだ示されていないところではございますが、県等から所要額調査等、事前の通知なども来ておりますので、そちらに対応すべく計上させていただいたということでございます。また、早急に資格情報のお知らせを被保険者のほうに送付する必要があることから、9月ではなく6月の予算という形で計上させていただいたところでございます。

以上です。

委員長（駒井江美子君） 6番、本間知広委員。

6番（本間知広君） マイナ保険証、作ったのはいいのですが、なかなか活躍する機会がなかったので、使う機会がもっと増えればいいなというふうには思っております。これで少しずつマイナカードも活躍する場面が出てくればいいなというふうに思っております。

以上で私の質疑は終わります。

委員長（駒井江美子君） これで6番、本間知広委員の質疑は終了いたします。

7番、那須正幸委員。

7番（那須正幸君） それでは、私のほうからも質問させていただきたいと思っております。本日の質疑は、総務厚生では産業課のほうに集中しているようでありますので、私のほうからも産業課のほうに伺いたいと思っております。

先ほど5番委員の説明の中で、副町長のほうからさんゆうの実績の説明がありました。その中で、5年度の入り込み人数が430名というお話でした。これを日にちに直しますと、365日に直しますと……

（何事か声あり）

7番（那須正幸君） ではないですか。

（「すみません、間違えましたので」の声あり）

7番（那須正幸君） そうですか。では、これは一応データという形なのでいいので、後で説明の補足をお願いします。

先ほどの修繕費がさんゆうの水くみ場の修繕費と伺いまして、実は前にちょうどそばのお祭りがあったときに、そばを引取りに行ったときに従業員の方にお話伺ったところ、水くみはかなり来ているのだと。先ほど副町長が言ったように、中への誘導がどうしてもなかなかできない。あそこから歩数を考えますと大体20歩くらいなのです。その20歩が遠いというお話を伺っております。ちょっと伺いたいのは、この水くみ場というのはあくまでも無料で提供している場所であります。そこに修繕費という町の財源からの修繕費がかかっております。そういったところで、一般質問の中にもデータの収集というのが必要だということで、データを取って戦略を考えるという副町長の考え方はとてもすばらしい考え方だと思っておりますので、ちょっとお聞きしたいのですけれども、水くみに来られる方の人数のカウンターは取られているのか。もし1日大体どのくらいの方が来ているというのが分かればお願いしたいと思います。

委員長（駒井江美子君） 池田副町長。

副町長（池田与四也君） 大変失礼しました。先ほど資料の読み間違いで、4月単月の数字を上げてしましまして、しかも令和6年4月の単月の数字を挙げてしまいました。令和元年度の比較は、その比較でござ

います。令和5年度の入り込み客数は4,764名です。他年度との比較については、省略させていただきます。これはレジカウント数でございます。水くみのお客様の数については、把握できておりません。

委員長（駒井江美子君） 7番、那須正幸委員。

7番（那須正幸君） ほっとしました、この人数をお聞きして。1日、私の計算では1.17人なので。分かりました。ありがとうございました。

今の数でも分かるとおり、年間4,700名ほど見えておられます。多分これは中に入った方の数だけで、湧水をくみに来られる方、実は私も酒田地区とかいろいろな地区に行きますと、いろいろなファンがいて、ここのさんゆうの水は、車ですぐ行けて、すぐに車に積めるので、とても便利で、冬期間も行けるといふこともあるせいかもしれませんが、とてもいい水だと評判をいただいております。たまたま私もそばを引取りに行ったときに、来られている方々が酒田市の宮野浦の方々と、私のちょうど知っている知人だったものですから、よく来るのかと聞いたら、3日に1回くらいは車で来ているというお話でした。トランクにポリタンクをいっぱい積んで、やっぱり遊佐の水はおいしいのというお話を伺っておりました。せつかくこういった水を利用される方々が、多分年間これの大体3倍はいるのかと私は推測します。3倍以上はいるのかと思います。ですから、1日かなりの方々が利用されている場所ということで承っておりますので、お金をかけて直す設備ではありますが、そこで中に行き食事をしていただいたり、お土産を買っていただいたり、先ほど副町長、社長も言うておりましたが、いかに利用していただくかというところをぜひご検討いただければ、水くみ場の施設ももっといい設備になるのかなと、お金もかけられるのかなと思っております。

これ私行ったときの提案なのですけれども、天気の良いときなんかは水くみ場の脇にテントを張って、そこですぐそばが、立ち食いそばとか、そういうものが食べれるようなことができたりとか、例えばそこでソフトクリーム、ジェラートが食べれるようなところで販売をすれば、中に来れないのであれば外に出てひとつやってみるのもやり方かなと思えました。そういったところは可能であると思われまので、ぜひご検討いただいて、やはりこういった修繕費がかかりますので、そういったところもぜひ補えるような形で行っていただければと思っております。いかがでしょうか。

委員長（駒井江美子君） 池田副町長。

副町長（池田与四也君） ご提案をいただきましてありがとうございます。実はテントを張ってとか、それからソフトクリーム、ジェラートを売れないかだとか、こういう検討もしておりました。とはいえ、まだ実行できていませんので、那須委員のお声を後押しに、実行に移していければなというふうに思います。とにかく産みの苦しみというか、いろんなこと模索してきました。例えば昨年度から山のとしょかんを設置したり、町立図書館との連携において不要となった、廃棄となる本を置かせてもらったり、一方、海のとしょかんというのは十六羅漢に置いておりますが、あるいは今年もう既に終えているのですが、施設の向かいの、駐車場挟んで向かいの農地、畑にソバを植えました。5月に植えて、7月に花が咲きます。これ収穫目的ではないのです。なり悪いのだそうです。目的は、あそこをソバの花で埋めようと。2期作に取り組むのですが、1期作目はそれで何とかソバで飾ってお客様を呼ぼうということです。2期作目は、しっかりと収穫につなげて、新そばまつりとかイベントにつなげようと、こういったこともやりながら、那須委員のおっしゃるとおり、もっともっと利用していただけるような施設にブラッシュアップしていき

たいと思います。今思い出したのですが、去年はテントこそ張らなかったのですが、椅子、テーブル置いて、天気の良い日は外で食べていただくような形なんかも取ったりしていました。まだまだ工夫の仕方あるのだと思います。頑張っていきたいと思います。

以上です。

委員長（駒井江美子君） 7番、那須正幸委員。

7番（那須正幸君） さんゆうのそば、とてもおいしいそばです。山形県内でも私たちがよく出張に行く内陸のほうでも食べさせていただけるのですけれども、やはりさんゆうの味はとてもいいそばだったので、水をくんでいる前でだしの匂いとか、そういったものがすると結構そそられるのではないかなと思っておりました。

もう一つは、中に山菜のお土産もあります。遊佐のごつつおです。私は山育ちなので、山菜の料理というのは昔からおばあちゃんとかが作ってくれました。その遊佐のごつつおを、さんゆうで売っているものを使って試食できるような形で、水くみに来られた方々に少し試食をしていただいて、材料と作り方は一緒に中にありますのでぜひ買ってくださいとか、そこで売ってもいいので、そういった工夫も必要であるのかなど。今回は、修繕料のお話でしたけれども、この修繕料を浮かせるためには何か考えなければならぬということがありましたので。

あとはもう一つは、山のとしょかんというものもありますが、さんゆうの駐車場を利用して、例えば何か建物か山肌を利用して森の映画館もいいのかなど。車で夜に、例えば食事を込みで料金をいただいて、車を駐車場に止めて、山肌に何か映画館みたいに映画を映して、そこで車の中で見れるとか、そういったものも一つのアイデアとして利用できるのかなど思っていましたので、ぜひご検討いただきたいと思います。さんゆうのお話に関しましては、これで終わらせていただきます。

続きましては、先ほどの10ページです。10ページの有害鳥獣被害対策推進事業費補助金ということで、これも先ほどから出ておまして、課長のお話では、山間部、広い範囲でイノシシの発生があるということでしたが、私も吹浦地区ですので、小野曾辺りでもかなりの被害が出ているというお話も伺っております。遊佐町の中で山間部といいますのはどの辺の辺りが大体多いのか。多い二、三地区、もしご提示いただけるのであればお願いしたいと思います。

委員長（駒井江美子君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

今年度、先ほど町内山間部というお話をさせていただきましたが、町のほうで一応把握しているところでは、小野曾地区、あとは臂曲、金俣地区、あと上蕨岡地区の、上蕨岡でいうとかなり杉沢寄りのところでもありますけれども、そういうところから畑、田んぼへの侵入の跡といいますか、そういうところがあるということ聞いています。

以上であります。

委員長（駒井江美子君） 7番、那須正幸委員。

7番（那須正幸君） ありがとうございます。今年はイノシシに限らず、先ほど5番委員からもお話がありました熊、それから鹿、そして先月は吹浦でも出ました猿、こういった鳥獣が数多く出没しております。お聞きしたいのは、今回の10万円の補助金に対しましては、イノシシに対しては電気柵ということで

ありましたが、10万円で1件分というお話でした。10万円でできる範囲というのは、どのくらいの範囲の規模になるのでしょうか。お聞きします。

委員長（駒井江美子君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

イノシシの電気柵の補助事業でありますけれども、補助率2分の1で、上限10万円ということでの制度でございます。既に申請をいただいている部分については、10万円以下の事業費と10万円ちょっとの事業費ということで、調達する資材の関係での料金の違いはあるようではありますが、200メートルを3段設置するというのが既にいただいている2件分でありました。今回補正予算のほうに計上させていただいた分につきましては、200メートルを4段というところで申請予定の方から見積りをいただいているところでありますけれども、15万円強の経費のようでございます。

以上であります。

委員長（駒井江美子君） 7番、那須正幸委員。

7番（那須正幸君） 意外と広い範囲で電気柵ができるのかなと。200メートルの4段ということは、800メートルですよ。ではないのでしょうか。4段は線の段数なのですか。では、200メートルという。分かりました。今理解しました。長さではなくて熱線の段数が4段ということ。隙間がなくということによろしいでしょうか。大体柵の大きさというのは決まっているのでしょうか。その辺のところお聞きします。

委員長（駒井江美子君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えします。

あくまでも対象とする鳥獣に対しての大きさといえますか、それに対応するところだと思うのですが、例えばイノシシだけであれば3段か4段。ただ、メーカーの推奨ではやっぱり3段か4段、メーカーといえますか、一般的に推奨されているものは3段か4段というふうになっておりますので、それはあとは個人の考え方なのかなというふうに思います。

以上です。

委員長（駒井江美子君） 7番、那須正幸委員。

7番（那須正幸君） 電気柵というお話でしたが、これもう一つ、私も分からないので、この電気柵は猿や鹿にも対応できるものなのかどうかということです。同じ鳥獣でも畑を荒らすのはそれぞれ違うので、分かる範囲でお願いします。

委員長（駒井江美子君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

今町のほうに申請来ているところの内容は、ホームセンターで購入できたりするものとか、器具等扱っているそういうメーカーさんからというものもございまして、イノシシ、熊、本町で言えば鹿も出ておりますので、鹿、猿、メーカー的などの推奨といえますか、一応猿も入ってはいるようであります。

以上であります。

委員長（駒井江美子君） 7番、那須正幸委員。

7番（那須正幸君） ありがとうございます。理解いたしました。

続いてですけれども、時間も押し迫っていますので、その下の先ほどの漁業就業者確保・育成総合支援対策事業の中で、1つだけ確認したいのは、後継者というお話でしたが、この方は町の外から来られた方なのか、もしくは例えば遊佐町で漁業やっている方の後継者がいてその方が入るのか、そこをちょっと確認したいと思いました。

委員長（駒井江美子君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

今回の補助の対象者は、町内で現在漁業やっている方の息子さんということで伺っております。

以上であります。

委員長（駒井江美子君） 7番、那須正幸委員。

7番（那須正幸君） ありがとうございます。町内でも漁業関係者が少なくなっていて、親子でやれるという本当に幸せな方もいるのかなと思っておりますので、ぜひもう少し漁業関係者を増やしていただければありがたいと思っております。

それでは、最後の質問になりますが、教育課のほうに伺います。これも確認になるのでですけれども、先ほど旧青山本邸の監視カメラ、設置替えということで伺いました。平成24年からの利用ということで、あそこは潮風もかなり当たりますし、やはり腐食が激しいのかなとは思っておりますが、これはカメラの台数、1台でこのくらいの値段がかかるのか、もしくはもう少し多数あるのか、全部交換なのか、その辺の台数と、もし台数がかなり複数であれば全部交換なのか、数台交換なのか、そこをちょっと確認したいと思います。

委員長（駒井江美子君） 荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木 茂君） お答えいたします。

こちらの監視システムのカメラにつきましては、旧青山本邸で16台設置するものでございます。今現在もあるのですけれども、そのカメラが故障してきているというようなことで、今回はシステム一新するというようなことで、全部交換というようなことになります。

以上です。

委員長（駒井江美子君） 7番、那須正幸委員。

7番（那須正幸君） 旧青山本邸につきましては、私も昔ソーランという踊りをさせていただいて、ニシン王、青山留吉の偉業をぜひ広めたいと思ひまして、ゆざこいソーラン祭という祭りの一つの目玉として青山留吉さんを紹介させていただいたことがありました。教育課ということで、町の財産なので、しっかりとしたセキュリティーを取っていただいて、文化財的なものも多々ありますので、やはりしっかりとした監視をしていただいて、物品の破損などないように管理をしていただければありがたいと思っております。

私の質問は以上で終わります。ありがとうございます。

委員長（駒井江美子君） これで7番、那須正幸委員の質疑は終了いたします。

午後1時まで休憩いたします。

（午前11時56分）

休

憩

委員長（駒井江美子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時）

委員長（駒井江美子君） 直ちに審査に入ります。

8番、佐藤俊太郎委員。

8番（佐藤俊太郎君） それでは、8ページの歳出から質問をいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目2文書費、節12委託料、例規整備業務委託料82万5,000円となっており、当初予算で685万3,000円が計上されております。これ5年度と比べるとプラスで約350万円ほど多くなっております。にもかかわらず、すぐに82万5,000円の補正。この説明をお願いいたします。

委員長（駒井江美子君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） 82万5,000円、例規整備委託料につきましてですけれども、今回マイナンバー法の改正といいますか、例規の改正が必要となりまして、保険証とマイナンバーカードが一緒になるということで、今年の12月2日にそのようになっていく関係もあって、まず9月補正の前にその例規整備について、ちょっと細部にわたる関係もあって、それを業者さんのほうに改正法をつくってもらうことの委託をするものが1つ。それが44万円です。もう一つが刑法の例規整備についてなのですが、国の検察庁より、令和4年6月刑法改正ということで、令和7年6月1日施行ということで、これも細部にわたる関係があって、業者さんのほうに改正法をつくってもらうのを委託するというので、これが38万5,000円ということで、44万円と38万5,000円を足して82万5,000円ということで、ちょっと当初予算よりこの分不足していたものですから、今回補正として上げさせていただいたものでございます。

以上です。

委員長（駒井江美子君） 8番、佐藤俊太郎委員。

8番（佐藤俊太郎君） その内容については理解しました。少しお尋ねをしたいのですが、非常に古い人間ですので、例えば変わった内容をパソコンの中の入力する部分にデータを入れると瞬時にデータが入れ替わるというような、そういうシステムにはなっていないから委託をするという理解でよろしいですか。

委員長（駒井江美子君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） それでは、お答え申し上げます。

今現在、業者さんのシステムを使って例規の関係、システム管理しているところがあるのですが、法改正に当たっては簡単にできるものではなくて、かなり細部にわたっていろいろ細かく見ていかなければいけないということもあって、その分を今回補正で上げさせていただいて、システム改修の委託料ということで見させていただいているものでございます。

以上です。

委員長（駒井江美子君） 8番、佐藤俊太郎委員。

8番（佐藤俊太郎君） パソコンに関しては素人と自認しているのですが、今のAI等々を考えると委託しなくてもできるような何か手だてが、ずっとこの予算書を見ていきますとパソコン関係

の委託料が随分と高額になってございます。以前も私何度も、これは自分のところでできないのかという
ような質問を何回かさせていただいてはいますが、技術が刻一刻と変わっている、よくなっている
という認識であります。ぜひ委託をするだけではなく、DX関係の先ほど協力隊の方もいらっしゃいました。
プログラマーだということでしたので、そういう方にこういうやつが自前でできないのかというように
こともあってよろしいかなと思ってございます。ひとつご検討をしていただきたいと思います。これは、私
の希望です。

次に、同じくすぐ下の14工事請負費、150万円、施設解体工事費、これのご説明をお願いいたします。

委員長（駒井江美子君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） 150万円、施設解体工事費についてでございますけれども、これについては旧月
光川ダム官舎ということなのですけれども、この建物自体が、遊佐小学校のプールがあるのですけれども、
その南側のほうに建物、西側の建物と東側の建物並んである、2つの空き家のような感じになっている
のですけれども、誰も住んでいないのですが、2つの建物があってその西側のほうの建物が旧月光川ダム官
舎ということで町で所有しているものでありまして、その東側が個人所有の建物というか、空き家、建物
になります。それで、130万円、その解体工事費ということで見ております。まず、130万円、工事費とい
うことで、あとそのほかに便槽のくみ取り清掃、あと埋没物の分ということで20万円、合計150万円、今回
補正させていただくものでございます。これについては、東側の個人所有の建物の所有者から、昨年度か
らずっと言われてきていたのですけれども、解体したいということではずっと言われてきておりまして、便
槽が両敷地、いわゆる町の敷地と個人所有のところの敷地にまたがっている関係もあって、取り壊すとき
一緒に取り壊さない駄目だということで、個人所有の所有者から夏に解体したいということの申出があ
ったものですから、そこをまず今回6月補正に上げさせていただいて、夏頃の解体を目指してというこ
とで計上させていただきました。

以上です。

委員長（駒井江美子君） 8番、佐藤俊太郎委員。

8番（佐藤俊太郎君） 今のご説明でいきますと、2施設を同時に解体をするという理解でよろしいで
すか。

委員長（駒井江美子君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） 解体するときは、2施設を同時に解体するのですが、町の負担分としては町の
所有分だけになります。便槽も両敷地にまたがっているのですけれども、便槽については町の分になりま
すので。個人所有の便槽については、別に、ほかのところがございますので、まず今回はあくまでも町の
分の解体工事。ただ、取り壊すときは個人所有のものと一緒に取り壊すということになります。

以上です。

委員長（駒井江美子君） 8番、佐藤俊太郎委員。

8番（佐藤俊太郎君） 町分の金額が150万円という理解をしましたけれども、そうしますと個人所有の
ほうについてはまるっきり個人が負担をするという理解でよろしいですか。また、これは多分危険家屋で
はないのだと思いますけれども、これを解体するに当たり、町からの補助等々はあるのでしょうか、出な
いのでしょうか。

委員長（駒井江美子君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） まず、これについては町から補助金等はない、危険空き家ではないというふうにこちらのほうでも、あと所有者も理解しておりますし、まず個人所有は個人所有で、町の所有は町の中でそれぞれで費用を負担して取り壊すということでございます。

以上です。

委員長（駒井江美子君） 8番、佐藤俊太郎委員。

8番（佐藤俊太郎君） ちなみに、この建物は築年数がどれくらいで、町の部分の広さはどれくらいの広さの建物でございますか。

委員長（駒井江美子君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） すみません、ちょっと詳しい内容について、広さとか築何年とかというのはちょっと分かりませんので、後でお答え申し上げます。

委員長（駒井江美子君） 8番、佐藤俊太郎委員。

8番（佐藤俊太郎君） 先ほど便槽の処理と、何かちょっと私の聞き間違いかもしれませんが、埋骨というような文言が聞こえたのですけれども、何か骨が埋まっているというようなことではないですか。

委員長（駒井江美子君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） 不測の埋没物と申しあげましたけれども、掘ってみないと実際、管の配置だとか、そこにどういった管が埋まっているとか、水道管ではないですけれども、あとその他の埋没物が、試掘してみないと分からないということでしたので、その分も含めてちょっとここに予算を計上させていただきました。

以上です。

委員長（駒井江美子君） 8番、佐藤俊太郎委員。

8番（佐藤俊太郎君） 私の聞き間違いでした。骨、埋骨という聞こえ方をしたものですから、大変失礼しました。埋没物という理解をしました。これは、今現在危険家屋ではないけれども、誰も居住していない。説明によりますと、月光川ダムの官舎というご説明でした。ここは、当然処理をなさると理解しておりますが、町所有で今現在誰も住んでない官舎的な建物というものがあとどれくらいあるのか、全くないのか、これ把握なさっておりますでしょうか。

委員長（駒井江美子君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） 担当係のほうでは把握しているのだと思いますけれども、私自身ちょっと把握していないので、すみません、分かりません。

委員長（駒井江美子君） 8番、佐藤俊太郎委員。

8番（佐藤俊太郎君） 関連をさせていただきますと、斎藤委員が先日言っていました遊佐の土地の中にトイレ等々使われていないやつがあると、散見をされているかなと思ってございます。これ残しておくのだんだん、だんだん作業費等が高くなっているという感覚を覚えております。やはり必要、不必要の別をつけて、早期に対応されることが望ましいのではないかと。先送りになかなか金銭に絡んでくるというような感覚、感覚だけで物を申し上げまして申し訳ないのですけれども、そういう気がしておりますので、

早期の対応をお願いをしたいと思います。この項はこれで終わります。

その上に12委託料、70万円の不動産鑑定評価業務委託料という記載がございます。これのご説明をお願いいたします。

委員長（駒井江美子君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） 不動産鑑定評価業務委託料70万円についてでございますけれども、旧藤崎小学校の校舎貸付に係る貸付料算定のため、実際は餅加工場として利用するわけなのですが、その貸付料算定のために70万円を委託料ということで今回補正として上げさせていただきました。まず、今回については小学校全体の評価額を出してもらって、餅加工場として使用する教室の面積で案分して出させていただくということで、あと今回、鑑定自体2か月かかるということでありましたので、11月前には餅加工場として使いたいということもございまして、9月補正ではちょっと遅いということになりまして、今回6月補正に上げさせていただきました。

以上です。

委員長（駒井江美子君） 8番、佐藤俊太郎委員。

8番（佐藤俊太郎君） 鑑定を依頼をするということについては理解をいたしました。餅の加工業者と今現在契約はなされていないという理解でよろしいですか。

委員長（駒井江美子君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） その契約自体は分からないのですが、まず餅加工業者、この評価が算定され次第、餅加工業者とはちょっと相談させていただいて、あと貸付料が、減免にするのかしないのか含めまして、もし減免する場合は議会の議決を経る必要があるということでもございますので、まず予算が通りましたらいろいろ相談させていただきたいと思います。

委員長（駒井江美子君） 8番、佐藤俊太郎委員。

8番（佐藤俊太郎君） ただいまのご説明は、するつと理解をしましたということには私自身はなっております。やはり町の施設、これは町民のものだと私は思っております。その町民のものについて、おろそかな契約がなされるなどということは多分ないと思いますけれども、事前にこの経過、経緯等々の説明を詳細にさせていただきたく思います。不動産鑑定業務委託、これは多分1者だろうとは思いますが、複数者に鑑定を依頼する、または鑑定に際し複数者に鑑定を依頼したというようなことは今までございましたでしょうか。

委員長（駒井江美子君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） 不動産鑑定の委託につきましては、不動産鑑定士の方も庄内にもう限られた人数しかいらっしゃらないということでございますので、まず予算が通りましたらその辺も含めて検討していきたいと思います。

以上です。

委員長（駒井江美子君） 8番、佐藤俊太郎委員。

8番（佐藤俊太郎君） 入札等々、公平を期すためには、1者ではなく数者にお願いをするというのが一般的な取決め事であるやに私個人としては理解しておりますので、その点疑義のかからないような対応をよろしくをお願いをしたいと思います。これにつきましてはこれで終わります。

次に、10ページの款7 商工費、項1 商工費、目3 観光費、節12委託料400万円の山岳避難小屋設計委託料、14の工事請負費1億2,000万円、山岳避難小屋等整備工事費、これ6番委員も質問されたと思いますが、追加で、昨年度、私同じ項目について質問をしております。そのときに、設計をして、設計終わったら来年度に着工というようなご答弁でした。そのとおりに事は運んでおりますが、大きさが40から50平米というご答弁でした。この大きさに変わりはないのかと。また、建設するに当たり資材の運搬と、また着工から完成までのおおよその予測はどれくらい立てていらっしゃるか、ご説明をお願いいたします。

委員長（駒井江美子君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

こちらの委託料並びに工事請負費でございますけれども、こちらは鳥海山河原宿避難小屋の整備事業ということでの事業費でございます。5月14日の議会全員協議会の中でも説明させていただきましたけれども、建物の面積といたしましては、木造平家で、建築面積が37.26平方メートルということで設計のほういたしておるところでございます。あと部材といいましょうか、資材の運搬に関してはヘリを使うということでございますし、あとスケジュールのお話もございましたので、こちらの希望も込めながらということになりますけれども、お話をさせていただきます。スケジュールの部分でいきますと、今回の6月補正、計上させていただいた予算を議決いただきました暁には、週明けにすぐ県のほうに正式な交付申請を行わせていただくという予定をしております。その後、でき得ればですが、6月中に入札ができればなという想定ではおりますけれども、少し遅くなるのかなという懸念もございます。入札執行させていただいて、その結果をまた臨時議会などで皆様にお諮りをして議決をいただき、契約の効力を発生させたいと。その後、着工ということになりますけれども、山での工事でありますので、スケジュール的にはでき得れば10月末頃までには完成を見たいということで想定をしております。ただ、やはり天候が一番心配されるなどということもありますので、ヘリがきちんと飛んでいただけるのか、資材の荷上げがきちんと計画どおりできるのか、そういったところが一番今のところ心配しているところでございます。

以上です。

委員長（駒井江美子君） 8番、佐藤俊太郎委員。

8番（佐藤俊太郎君） 今現在、避難小屋がない状況だと理解しておりますので、できる限りいい避難小屋ができることを祈念をするものでございます。どうもありがとうございます。

続きまして、最後になりますが、11ページの款13諸支出金、項1 諸支出金の目3 空家対策費、これ先ほども質問ございましたが、毎年これは上がってきております。私も関心がある関係上、毎回と言っていいくらいにお尋ねをしています。令和4年度には、Cクラス、Dクラスが124、172、合計296という数値のご答弁をいただいております。人が住まなくなると刻一刻と家屋が、まずい状態になるといいましょうか、今現在、Cランク、Dランクの数値の把握はございますか。

委員長（駒井江美子君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） 今手元にCランク、Dランクの数値等の書類がございませんので、これも後でお答え申し上げます。

委員長（駒井江美子君） 8番、佐藤俊太郎委員。

8番（佐藤俊太郎君） 旧国道7号線沿い、地区でいくと藤崎地区、その藤崎地区には危ないなと思え

る家屋が散見されます。それで、町で対応している場所が私が知る限り2件。道路上に家屋の落下物とでも申しましょうか、それが影響を及ぼさないような対策がなされているところが、通っただけでもたしか2件ありました。さらには、ガラスが割れたと思われるような家屋もございます。今現在も敷地内に潰れているというお宅も残念ながら見受けられます。こういう状況ですので、でき得る限り早急の対策と、あとは広報とでも申しましょうか、こういう対応を町ではしていると、そういうような広報も大事かと思われます。ちなみに、法改正で相続登記が今年度から法律化されましたけれども、その影響というものは顕著に出ているものなのか、それとも今までどおりかどうか、町民課長、いかがでございますか。相続の住宅関係の法改正になった後の状況、いかがですか。

委員長（駒井江美子君） 伊藤町民課長。

町民課長（伊藤治樹君） お答えします。

今年の4月1日から相続登記の義務化ということで始まっておりますけれども、町民課の担当のほうに電話あるいは直接窓口に来られる方は、それ以前よりは多くなっているのかなという印象はございます。

以上です。

委員長（駒井江美子君） 8番、佐藤俊太郎委員。

8番（佐藤俊太郎君） 猶予期間があるというのも承知しておりますけれども、広報のせいで多くなったということで、いいことだと思います。とにかくそういう相続した場合の対応等、パンフレット等たしかあったやに記憶しておりますけれども、そういうことでいかにして空き家、危険空き家にしないかというようなことがやはり町の責務の一つでもあろうかと思われますので、よろしく対応のほうお願いをしながら、私の質問は終わります。ありがとうございます。

委員長（駒井江美子君） これで8番、佐藤俊太郎委員の質疑は終了いたします。

9番、菅原和幸委員。

9番（菅原和幸君） 6月定例会は、2か月分の審査と令和5年度の方で、なかなか内容が少ないのか、前のほうから順々にいきますと、後ろの人になってきますとほぼ質問されまして、若干趣旨を変えながら質問させていただきます。よろしくお願ひします。

最初に、今まで誰にも質問されなかった地域生活課のほうに質問させていただきます。といっても、栄橋の木橋部撤去工事、この1件に尽きると思ひますが、この件について質問させていただきます。ページからいくと10ページになります。土木費の2項道路橋梁費、2目道路新設改良費の中の節についていろいろ申し上げます。先日の一般質問で答弁されたことを若干復習しますと、令和4年度に詳細設計を終えていると。それで、1月の臨時会で提案になって、その後、上側のヤードの建設に着手をしていると。また、今回補正の提案になるのも、国のほうから約61%程度の補助が出るということが確定をしたと。そういうことがあって今回提案することになると。それから、もう一つ内容確認しますと、今回この1億9,000万何がしに含まれるのは、延長約71メートルの木橋の撤去をするのだということで6月の初日の一般質問での答弁ありました。それで、質問に入っていきますが、12節のほうに委託料として200万円の増額補正があります。当初予算見ますと、この節は2,521万7,000円ということでなっております。今回200万円については、概要書の説明にありますとおり、工事の監理委託料、発注後に監理をする委託料であるようでございます。それで、詳細設計は令和4年度に終えているという説明が先日の答弁であったわけですが、監理であると

ということですので、ちょっとここで確認ですが、令和6年度、間もなく、今議会通れば発注することになると思いますが、これを発注するに当たっての設計は既に終えているのか、そこを確認します。この200万円、若干違うかもしれませんが、そこを確認させていただきます。

委員長（駒井江美子君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田英敦君） お答えをいたします。

今回工事監理委託料として200万円を要求させていただきました。設計の委託を行わなくてよいのかというご質問でございますけれども、ただいま委員おっしゃいましたとおり、令和4年に詳細設計実施しております、撤去工法の検討、それから撤去のフロー、工程です。それから、安全性、経済性を考慮した検討を実施しております。そのため、今年度につきましては、設計委託については実施する予定はございません。あくまでも工事施工に伴う監理委託料として今回補正を要求させていただきましたけれども、今回の補正の金額の内容といたしましては、資材単価、歩掛等試算をした上での今回の補正予算の要求ということでございます。

以上でございます。

委員長（駒井江美子君） 9番、菅原和幸委員。

9番（菅原和幸君） 私も前職でいろいろ設計等を担当したものですから、例えば令和4年からもう2年経過をしているわけで、資材単価も高騰していますので、当然見直しがあつてしかるべきかなと思つてあえて質問させていただきました。

それでは、次の質問のほうに移りますが、総事業費が1億9,000万円と資料にあります。そのうち、この概要書等から見ますと、国庫補助金が61.05%ということで約1億1,599万5,000円、残りの分について、資料には町債、公共事業等債ということで載っておりましたが、6,840万円、これは後年度負担になるわけですが、差引きしますと560万円ほどの差額が出てまいります。それで、端的に率を見ますと、この1億9,000万円のうち見ますと約3%、2.95%ぐらいの率になりますが、この補助金と町債を使った差額の560万何がしについて、これは一般財源の単年度予算ということの認識でよろしいのでしょうか。お伺いします。

委員長（駒井江美子君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田英敦君） お答えをいたします。

ただいま委員おっしゃいましたとおり、差額の計算しますと506万5,000円ということでございますが、そこは一般財源ということでございます。ただ、細かいことを申し上げますと、国庫補助金につきましては補助対象事業費としては1億9,000万円の61.05%、地方債、公共事業等債の起債対象といたしましては1億9,200万円ということで、監理委託の分の200万円も合わせた形での起債対象となっておりますので、実際には一般財源は760万5,000円になろうかと考えております。

以上です。

委員長（駒井江美子君） 9番、菅原和幸委員。

9番（菅原和幸君） あまり行政のほうの負担は詳しくないものですから、一般財源でやるということは理解します。当然これだけの、1億9,000万円のうち後年度に負担は残るものの、これで何とか着工できたということはよろしいことかなと。脇に座っている太田課長の頃からの引継ぎ事項となるわけですが、基本的に着工したということは非常に喜ばしいことだなと思います。

それで、ちょっと次の段階に移りますが、先ほどちょっと最初に申し上げましたが、71メートルの木造部分を撤去すると、その後にコンクリートの部分を撤去するという答弁があつて、メモしておったのですが、そこについて若干お尋ねしたいのですが、1億9,000万円を実施する工事内容、もう設計ができているということさつき確認したわけですが、最初、木の部分を壊して、令和6年度の1億9,000万円の後にコンクリート部分を1億9,000万円の中でやるのか。ちょっと当日の答弁聞いただけでは、令和6年度は木のところをやって、後年度にコンクリートの撤去が残るようにちょっと捉えたものですから、その工事の内容、1億9,000万円の工事の内容について、あえて確認をさせていただきたいと思います。

委員長（駒井江美子君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田英敦君） お答えをいたします。

ただいまのご質問に答弁する前に、1つ前のご質問に対して、私、一般財源を「506万5,000円」と申し上げたようですが、「560万5,000円」ということで訂正をさせていただければと思います。

ただいまのご質問ということですが、1億9,000万円を実施する工事の内容はということですが、令和6年度に関しましては木橋部の撤去のみということでございまして、今年度工事が終了した段階ではコンクリート橋部分が残ることになります。コンクリート橋部分につきましては、7年度以降、段階的に撤去をしていきたいと考えております。

以上です。

委員長（駒井江美子君） 9番、菅原和幸委員。

9番（菅原和幸君） では、今年、最初私が捉えたとおり、木の部分だけの撤去で終わるといふか、そういうことで理解をしたところです。

それで、先ほどの中で、6月の補正となった理由は4月初めに国の内示を受けたと。去年からずっと動いていて、国のいろいろな財政等もあつてこういうふうになつたと思ふのですが、あえて今答弁いただいたものでいくと、次年度以降、当然残る事業内容があると思います。やっとならば1億9,000万円やっとならば、実はこれは決して不謹慎な発言ではありませんので、前もってお断りしておきます。時田前町長と話ししていたとき、あそこを撤去するときは十何億円だかの試算がされたということでも聞いたことがあります。これから不謹慎な、本人が言ったことですので、あえてそのお金でやるのであれば、言い方悪いのですが、爆破したほうが安くなるのではないかとというようなことを私に言ったことを記憶しているものですから、そういうことからいくと、やっぱり10億円程度の試算は当然あつたと私は認識しますが、次年度以降に残る部分、これがどのくらいの内容で残るのかという、もし今ここで分かれば。それに伴つてもう何年ほどこれがかかるといふか、推計ができればです。

それから、もう一点、先ほど国の補助が61.05%になつたということですが、例えば令和7年度以降も完成までの間、全ての事業にこの61%ほどの補助がいただけるのかどうか。

その2点質問させていただきます。

委員長（駒井江美子君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田英敦君） お答えをいたします。

次年度以降ということですが、細かなところの数字までは把握しておりませんが、約3億円程度でコンクリート橋撤去できるのではないかと現時点では考えております。今後の補助率ということですか。補助

率につきましては、令和5年につきましては60.5%でございましたけれども、今年度の補助率につきましては61.05%ということで、こちらにつきましては令和5年12月総務省発表の令和4年度地方公共団体の主要財政指標、こちらも取り入れまして、それに基づいて算定されているようでございます。国費率につきましては、今後、主要財政指標を採用しておりますことから変動もあるかとは想定をしておりますが、橋梁の長寿命化修繕計画事業に伴う国費率は今後も継続するという事で確認をしております。

以上でございます。

委員長（駒井江美子君） 9番、菅原和幸委員。

9番（菅原和幸君） 分かりました。この61.05とかという、私も大体小数点を切れる補助率だったものですから、非常に何か緻密な計算があるのかなと思っておりました。今聞くと、当然若干の変動はあるけれども、おおむね6割程度の補助は受けられると、そういう認識をさせていただきました。

それでは、これで地域生活課を終えまして、産業課のほうに移らせていただきます。先ほど来ちょっと準備した内容を質問されましたので、若干重複する部分もあると思いますので、よろしくお願ひします。最初に、5番委員のほうからもあったのですが、農地利用効率化等支援交付金1,848万2,000円ということでもあります。最初に、ここについては、収入のほう見ますと同じく1,848万2,000円であります。あえて言うと、7ページのほうに県支出金ということで2項県補助金となっております。私は、大体の事業ですと国からと、県からと補助を受けるというスタイルでいたのかなと思っておったのですが、先ほどの質問に対して太田課長が国費100%ということでは何か答弁されていたようでした。ここからいくと、県の場合はトンネル的な予算で町のほうにどうか、町を通して申請者に流れるのか、あくまでも県はかさ上げではなくて全て国費を県が通して来るのか、最初ここをお伺ひしたいのですが。

委員長（駒井江美子君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

委員おっしゃるとおり、国の補助金を県をトンネルして県から支出ということで、科目的には県の支出金という扱いということであります。

委員長（駒井江美子君） 9番、菅原和幸委員。

9番（菅原和幸君） それで分かりました。では、内容について若干触れていきたいのですが、先ほどの質問に対する答弁の中で、令和6年、6名分が5名の内示を受けて1名は不採択となったということは理解をしたところでは。自分なりに定例会で副町長が報告します一般行政報告を見返してみますと、令和4年の9月の一般行政報告では、2つの経営体で4条刈りコンバイン、それからトラクター、除草機、多分有機栽培の除草機だと思っておりますが、これが令和4年の9月の報告でした。それで、令和5年の9月では、同じく2経営体でパブリカの集出荷施設1棟とアスパラガスの集出荷施設1棟、これが承認をされて、令和5年の12月までにできるというようなことの報告が定例会であったところでした。それで、ちょっとこれ最初に確認をしたいのですが、今回の5名、5団体と言ったほうがいいのでしょうか、分かりませんが、この内容について、当然この議決を得た後に申請になると思うのですが、申請事業の概要というのはここで分かるのか、ちょっと質問させていただきます。

委員長（駒井江美子君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

今回、補正の今議案に上げさせていただいている1,846万2,000円の内容ですが、5件の方の中での12機種ということで、コンバイン3台ですとかトラクター1台、田植機1台、そのほか乾燥機ですとか、除草機、もみすり機等々の機械ということの内容であります。

以上であります。

委員長（駒井江美子君） 9番、菅原和幸委員。

9番（菅原和幸君） いろいろな種の農機具等があるように見えました。それで、ちょっとここで確認を再度したいのですが、実は産業課の予算については、このように補正が来る、多数のものがあありますが、年度末になると予算が皆減がほとんどと言っていいほど、申請が通らなかつたとかということが多く感じられます。そこで、確認をしたいのですが、先ほどの課長の答弁の中で、令和5年から動いていると。それで、令和6年の当初から動き始めて、やっと今内示をいただいたというような先ほどの5番委員に対する答弁の内容でありましたので、この案件についてはほぼ確定をしている段階での、事前調整と言ったほうがいいのでしょうか、そういう状況なのか、これは議会通って申請すれば、もうすぐに認可さえ受ければ事業着工できて予定どおり進むことができる事業なのか、また年度末に補正が出てくるようなことにはならないとは理解はしますが、その辺伺います。

委員長（駒井江美子君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

農業関係の予算ですけれども、前段で委員おっしゃられたとおり、年度末に全額減額補正という内容のもの多々あると。それにつきましては、町が年度当初予算化をしておかないと国の補助が受けられないというものもたくさんございますので、年度当初でいろんな事業、町側としては対応できるようにいろいろ想定をして年度当初予算を計上しているということもあるということもご理解いただきたいと思っております。今回の補正の内容のものにつきましては、先ほども答弁の中で少し触れましたが、県から今内示があったという、この件数については内示が出ておりますので、町が今回この6月の定例会で皆様から議決をいただいて予算化することで町から県へ交付申請をすぐ行うというふうな形になりますので、最終的にこの金額、これから発注、入札する場合、入札の請け差も若干出るとということも考えられますので、若干の減額というものはあるかもしれませんが、基本的にはこの金額でまず県に申請をするということですので、これが大きく減額するというようなことはあり得ないと思っております。

以上であります。

委員長（駒井江美子君） 9番、菅原和幸委員。

9番（菅原和幸君） 一応これはもうある程度確定をして進める事業だと。それから、先ほど私が言ったのは、あくまでも町がこの事業に対して負担するのだという確約をもって県へ申請する、その段階でないと申請ができないということは十分理解しているので、それが通らなければ皆減だということは重々分かっておいて、これとは違っているということをごとこで確認をさせていただきたく質問しました。

それでは、次のほうに移ります。これも先ほど質問あった内容になります。農林水産業費の3項の水産業費になります。漁業就業者確保・育成総合支援対策事業補助金であります。これについては、50万円の増額であります。ただ、これ当初予算で24万円ほど計上されておりますので、補正後は74万円ほどになるはずでございます。令和4年度の決算書を見ましたら、令和4年度は決算が10万円しかないようですので、

どういう事業かなと思いつつこの場に臨んでいたところ、先ほどの答弁でおおむねのことはつかんでおりました。それで、この事業についてはどういう事業かと思いつつ来たところ、漁業者の承継に関する研修の費用といいますか、それだということは理解をしたところです。先ほどの復習はしませんが、ちょっとここで質問に入りますが、先ほど来の答弁で山形県漁協が申請して、その中で仲介して県のほうに上がるように理解をしたところです。それこそ社会全ての企業においても事業承継、父親がやっていた会社が後継者がいなくて非常に承継が問題になるということはいろいろな研修の場に行っても聞くところですが、今回漁業に関する承継の研修であると、そういうことであります。それで、ちょっとここであえて確認しますが、この申請はあくまでも漁協に組合員として入っている世帯という、家族ということでしょうか。それに限定されるということでしょうか。海のほうは漁業権というものの、権利がありますので、漁業者というのはある程度特定はされると思うのですが、ちょっと首をかきあげているようですが、この辺質問させていただきたいのですが。

委員長（駒井江美子君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

ご質問の内容、漁協に加入していなければ受けられない補助かという点については、恐らくそうではないかとは答えられませんが、今回の申請の方については、お父さんが当然組合員ということで漁業やられている方とその息子さんということが一応該当ということであります。町内には、親子で漁業を営まれている方、何軒かいらっしゃいますけれども、そういう方々、親と自分という2つの船を、それぞれ船を持って、それぞれ経営体としてやっているところもあります。今回の補助の該当については事業継承するところの内容ということで、この補助金の申請母体は県漁協でありますので、当然こういう補助を受けられる方は県漁協のほうに入られるというのが前提かとは思いますが。

以上であります。

委員長（駒井江美子君） 9番、菅原和幸委員。

9番（菅原和幸君） 分かりました。いろいろ聞くところによれば、海で取れる魚も非常に変化している。ある漁協の方に聞くと、魚がない。当然温暖化という話があると思うのですが、そういう中で基本的にその業種となる漁協自体、ここで言っているのか分かりませんが、非常に危ない状況にあるという情報も聞こえてきます。やっぱり今、洋上風力発電とは利害関係者としていろいろ立場あるわけですが、基本的にその辺のこともどうなるのかと町民の方からも言われますので、取りあえずそういうことからいくと、こういう事業で後継者ではなくて新規に、実はある方で千葉のほうからこちらに来た人が、釣りとか、そちらに興味あって、いろいろあるところに行っているということも聞きますので、これは質問するのではないのですが、基本的にそういう後継者の育成みたいなのも若干あってもいいのかなと思ってこの議案を見ておりました。

それで、もうちょっとお付き合い願いたいのですが、先ほど2人の方から出ましたさんゆうのことについてお尋ねしたいのですが、基本的にこれについては先ほど来、質問をしようと思ったところをほぼ、100%答弁をいただきましたが、実は先ほど課長答弁で、春頃に現地のほうに行って対応はしたということ聞きました。私がちょっと課長のほうに行ったらちょうど不在だったので、どこに行ったかと聞いたら、そこでいろいろやっていたということを当時聞いたところ、あ、このことだったのかなということで今聞いて

ておりました。あえてちょっとここで質問的なこと申し上げますと、このさんゆうについては今年の4月1日から、今年の3月4日の議会で指定管理者を遊佐町総合交流促進施設株式会社、池田与四也副町長が社長のところ、3年間指定管理しているわけですが、施設はいいのですが、ちょっと私もあそこにときたま行って水をくんだりしますが、あの施設も含んでの、さっき一体の施設と言いましたが、建物だけではなくて井戸水、この施設も一体となった施設なのか。ちょっと今質問することがなくなったもので、ちょっとこれをあえて質問をしてみようかなと思って、通告もなくしてしまいましたが、ちょっと質問させていただきます。

委員長（駒井江美子君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

先ほど来質問をお受けしていましたが、ご説明していない内容といたしますか、もともとの水源について若干説明をさせていただきたいと思っております。この今回修繕をした水源につきましては、さんゆうのほうに引っ張っている水のみならず、集落、三ノ俣の水道の施設が少し下に、下にといたしますか、さんゆうの入り口と言ったらいいのでしょうか、三ノ俣の専用水道の施設もございまして。その三ノ俣の専用水道にも同じ水源から水道が行っておりまして、その水源の配管の途中から分けて今回の水くみ場のほうに行っているという状況もありますので、今回水源の部分のところ、コンクリとかで固めて水源があるのですけれども、そこにちょっと不備がやはりあったということが分かりましたので、町のほうで対応させていただいて、しっかりと三ノ俣の専用水道のほうに抜けるところとさんゆうの水くみ場に行くところの分岐の辺りのバルブの修理等も今行うというような内容になっております。

以上であります。

委員長（駒井江美子君） 9番、菅原和幸委員。

9番（菅原和幸君） その上までは行ったことないものですから、今説明を受けまして理解をしたところです。

最後の質問になりますが、一般会計の衛生費のところの保健衛生費の環境衛生費の負担金補助及び交付金、そこに補正として5万円ほどが載っております。見ますと、遊佐地産地消エネルギー協議会負担金5万円ということで、これについてはいろいろ先に見ますと、令和5年の7月の19の日にこの会場で設立総会をしたものであると。詳細については申し上げますが、昨年度設立をした組織であるということは理解しております。それで、町のいろいろ、農業を含めて、協議会の負担金、補助金、かなりのものが載っております。そんな中で、この5万円という、今この補正に上がってきた背景、これが当初ではなくてなぜ今なのかということを質問させていただきます。

委員長（駒井江美子君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

遊佐地産地消エネルギー協議会につきましては、今委員おっしゃられたとおり、昨年7月に一応設立ということでありますが、まだ設立の段階ではこういう協議会をつくりましたよというようなレベルの段階の設立ということで、町としましては昨年度、エネルギー基本計画の改定もございましたので、エネルギーの地産地消、昨年度末に改定済みでしたエネルギー基本計画の中でも地産地消の取組ということを行ってありますが、そういう観点からこの遊佐地産地消エネルギー協議会のほうに町も参画してという

ころで進めてきた経過がまずございます。令和6年3月、この3月に協議会の規約をきっちり定めまして、会費も定まったのが6年の3月ということで、町も会員ということで入ることになりましたので、当初予算の計上には間に合わなかったということで今回の補正のお願いということになったところであります。

以上であります。

委員長（駒井江美子君） 9番、菅原和幸委員。

9番（菅原和幸君） 当然公費を補助するわけですので、そういう規約等、明確にしておかなければならないということ、今の答弁で理解はしたところです。

これで私は終わります。

委員長（駒井江美子君） ただいま9番、菅原和幸委員への答弁の訂正の申出がありましたので、許可いたします。

太田地域生活課長。

地域生活課長（太田英敦君） 先ほど菅原委員のほうからご質問の中で、コンクリート橋部分の今後の撤去に関して、事業費は幾ら程度かということでご質問いただきましたけれども、ちょっとコンクリート橋部分の鉄橋に対しての補助のほうの数字を見ておりまして、正しくは5億5,000万円程度を見込んでおります。

以上でございます。

委員長（駒井江美子君） これで9番、菅原和幸委員の質疑は終了いたします。

11番、斎藤弥志夫委員。

11番（斎藤弥志夫君） 私からも質問させてもらいますけれども、私も一応チェックしてきたようなところは全部、ほとんど聞かれてしまいましたので、1つだけ何か残っているようですので、そこだけちょっと質問させてもらいたいと思います。

9ページの農林水産業費、農業費です。農業振興費、先ほどもこの項目は、有害鳥獣と、それから農地利用効率化につきましては何回も質問がなされておりましたので、これについては私は質問はしません。10ページの一番上のところですけれども、酒田地区農作物輸出推進協議会負担金10万円とありますけれども、輸出推進ということで、酒田地区ということで、やはりこれは遊佐も含まれているということだろうから、遊佐の役場でもこの負担金を出しているということなのだと思いますけれども、この協議会についてちょっと説明お願いいたします。

委員長（駒井江美子君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

酒田地区農作物輸出推進協議会負担金10万円ということで、他のいろんな団体もそうですけれども、コロナ禍で数年、3年、4年ほどいろんな協議会の負担金を拠出しなくていいといたしますか、負担金を取らないというような、いろんな組織がありますが、この協議会もしばらく負担金ゼロということになっていたのですが、今年度からまた負担金が復活したというようなところであります。この組織につきましては、今委員おっしゃられるとおり、JA庄内みどり、またJAそでうら、酒田市の両農協、あと酒田市、遊佐町で組織をされている協議会でありまして、海外、特にアジアを中心にとということで、昨年あたりはタイですとかベトナムですとか、その辺に農産物の売り込みをしていこうというようなところでありますが、

実際は去年、おとしあたり、やはりコロナ禍の中でなかなかそういう活動もできていない。啓翁桜なんかも今ほかに輸出しておりますけれども、またこれからそういうアジア圏を中心にとということで、今また販路を求めていこうというところをいろいろ協議して進めているというようなところの組織になっております。

以上であります。

委員長（駒井江美子君） 11番、斎藤弥志夫委員。

11番（斎藤弥志夫君） アジア圏に輸出する機会が多いのだという説明でございました。輸出産品というところ、今の説明だと啓翁桜というふうなことだったようですけれども、遊佐町でも啓翁桜は多分生産している人はいらっしゃると思うのですけれども、遊佐町からはどのようなものを、啓翁桜なのか、輸出に回しているようなものがございますでしょうか。

委員長（駒井江美子君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

遊佐町の何というところでは、統計上取られていないところではありますが、庄内みどりでも輸出ということで、お米、メロン、啓翁桜というところが今大きく輸出、庄内柿も入っていました。そのぐらいのものかと、たしか。これまでの実績としては、そういう品目だったというふうに記憶しております。

以上です。

委員長（駒井江美子君） 11番、斎藤弥志夫委員。

11番（斎藤弥志夫君） ありきたりの話ですけれども、米なんかも若干含まれる場合もありますか。どうでしょうか。ちょっとその辺。

委員長（駒井江美子君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

今お話ししましたように、米も当然入っているということでもあります。

委員長（駒井江美子君） 11番、斎藤弥志夫委員。

11番（斎藤弥志夫君） 米の場合は、もうほとんど世界的にどこでも一応作られているものだというものようでございます。アジアでももちろん作っているだろうし、フィリピンでもかなり作っているというふうなこともあるようです。私が知っているところで、フィリピンから研修生が来て、ある農家はその研修生を受け入れて、米作りを習って帰っていったというか、こういうフィリピン人もいたようですので、やはり米作りにもある程度熱心な国もあるというか、そういうこともあるようでございます。売上げとしてはそんなに大きくはないのだろうと思いますけれども、これからどのくらい伸びるか分かりませんが、こういう取組にも十分対応していただきたいと、それをお願い申し上げまして、私の質問は終わります。

以上です。

委員長（駒井江美子君） これで11番、斎藤弥志夫委員の質疑は終了いたします。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（駒井江美子君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件につきましては、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

委員長(駒井江美子君) ご異議なしと認め、採決いたします。

それでは、本特別委員会に審査を付託された議第48号及び議第49号の2件を採決いたします。

この採決は、1件ごとにそれぞれ区分して行います。

最初に、議第48号 令和6年度遊佐町一般会計補正予算(第1号)について採決いたします。

可否について、挙手しない者は否とみなします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

委員長(駒井江美子君) 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議第49号 令和6年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について採決いたします。

可否について、挙手しない者は否とみなします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

委員長(駒井江美子君) 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

それでは、本会議に報告する案文作成のため、恒例によりまして各常任委員会及び議会運営委員会の委員長は直ちに第2委員会室にお集まり願います。

案文作成が終了するまで休憩いたします。

(午後2時13分)

休

憩

委員長(駒井江美子君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時40分)

委員長(駒井江美子君) 8番、佐藤俊太郎委員への答弁漏れがありましたので、鳥海総務課長より答弁いたさせます。

鳥海総務課長。

総務課長(鳥海広行君) 8番委員への答弁漏れがございましたので、説明させていただきます。

まず、月光川ダム官舎の築年数なのですが、これについては調べたのですが、分かりませんでした。ただ、隣の個人所有の建物の築年数が昭和30年ですので、多分それと同じぐらいかなとは考えております。あと月光川ダム官舎の面積、広さなのですが、59.95平米ということでございます。

続きまして、空き家のCとDのランクの建物の数についてなのですが、調査日が令和5年10月31日ということでございまして、Cというのは今すぐ倒壊や建築材の飛散等危険性はないが、管理が行き届いておらず損傷が激しいと、老朽化が著しいというのがCランクで、Dが倒壊や建築材の飛散など危険が切迫しており、緊急度が極めて高い、解体が必要と思われるというのがDランクということでございまして、

令和5年度についてなのですが、全体の空き家の数が548、そのうちCが128、Dが177、CとD合計すると305棟ということになります。全体が548ですので、305棟がCとDということで、55.6%ほどがCとDランクの空き家ということになります。

以上です。

委員長（駒井江美子君） それでは、報告文の案文ができましたので、事務局長をして朗読いたさせます。
土門議会事務局長。

事務局長（土門良則君） 報告書案文を朗読。

委員長（駒井江美子君） 本特別委員会の審査の結果につきまして、ただいま局長朗読のとおり本会議に報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

委員長（駒井江美子君） ご異議なしと認めます。

よって、局長朗読のとおり本会議に報告することに決しました。

これをもって補正予算審査特別委員会を閉会いたします。

ご協力、誠にありがとうございました。

（午後2時44分）

遊佐町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名し提出します。

令和6年6月14日

遊佐町議会議長 高 橋 冠 治 殿

補正予算審査特別委員会委員長 駒 井 江 美 子